

戸田市障がい者総合計画

戸田市障がい者計画／第5期戸田市障がい福祉計画／第1期戸田市障がい児福祉計画

- と ともに生き ともに支え合い
- だ だれもが
- し しあわせを実感できるまち

子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、
障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ

平成30年3月

戸 田 市

はじめに

本市ではこれまで「戸田市障がい者計画（平成25年度～平成29年度）」と「第4期戸田市障がい福祉計画」の2つの計画を策定し、障がい者施策の総合的な推進を図ってきたところであります。



このたび、平成29年度末に、この2つの計画期間が終了を迎えるにあたり、前計画の実績や課題、制度改正等による障がい者を取り巻く環境の変化や障がいのある方のニーズを踏まえるとともに、児童福祉法の改正により新たに策定が義務付けられた「戸田市障がい児福祉計画」を盛り込み、3つの計画を一体的に『戸田市障がい者総合計画』として新たに策定しました。

この『戸田市障がい者総合計画』は、《ともに生き ともに支え合い だれもがしあわせを実感できるまち》を基本理念に定め、障がい者自身の生き方について、自らの意思や願いに基づき、主体的に決定できるための支援を行うということに重点を置いて策定しました。この計画に基づき、誰もが自分らしく生活できるまちを目指して、「相談支援・情報提供体制の充実」「地域社会における障がい者の生活の基盤づくり」そして「障がい児支援の提供体制の充実」を重点施策として掲げ、その実現に向け、取り組んでまいります。市民の皆様をはじめ、関係者の方々におかれましても、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました「戸田市障害者施策推進協議会」の皆様をはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、関係機関の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

戸田市長 神保 国男

目次

第1部 戸田市障がい者計画

第1章 計画策定にあたって	2
1 計画の背景と目的	2
2 計画の位置づけ	4
3 計画の期間	5
4 計画の対象	5
第2章 障がい者をめぐる現状と課題	6
1 障がい者をめぐる現状	6
2 アンケート調査の概要	10
3 ヒアリング調査の概要	22
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本方針	25
3 重点施策	26
4 計画の体系	28
第4章 障がい者施策の展開	30
1 情報提供・相談支援・権利擁護	30
2 障がい理解	33
3 生活支援	36
4 保健・医療	39

5	雇用・就労	41
6	防災・生活環境	43
7	情報コミュニケーション・地域活動・生涯学習等	46
8	療育・保育・教育	50

第2部 第5期戸田市障がい福祉計画・ 第1期戸田市障がい児福祉計画

第5章 障害福祉サービス等の充実（障がい福祉計画） .. 56

1	第5期計画のポイント	56
2	第4期計画の実施状況	57
3	成果目標・活動指標	65
4	障害福祉サービス等の必要量の見込み	69

第6章 障がい児支援の充実（障がい児福祉計画） 87

1	第1期計画のポイント	87
2	第4期計画（障がい福祉計画）の実施状況	87
3	成果目標・活動指標	89
4	障がい児支援の必要量の見込み	91

第7章 計画の推進に向けて 94

1	計画の推進体制	94
2	計画の評価と見直し	95

資料編 96

1	戸田市障害者施策推進協議会要綱	96
2	戸田市障害者施策推進協議会委員名簿	98

3	戸田市障害者施策推進協議会検討経過	99
4	答申書	100
5	用語解説	104

この計画では、本文中で「障害」（全て漢字）と「障がい」（害をひらがな）の2種類の表記を使用しています。法律や制度に基づく固有名詞及び引用文は「障害」(全て漢字)と表記し、それ以外は「障がい」(害をひらがな)と表記しています。

第 1 部

戸田市障がい者計画

第1章 計画策定にあたって

1 計画の背景と目的

(1) 障害者権利条約の締結と障がい者制度改革の動き

平成 18 年 12 月、国連総会において障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が締結されました。我が国もこの条約に署名しましたが、批准のためには国内法の整備と障がい者福祉制度の抜本的な改革が必要であるという声を受けて、平成 22 年 1 月から、障がい者制度改革推進会議等で新たな制度の構築に向けた議論が行われました。それらの成果も踏まえて、平成 23 年 7 月には障害者基本法が改正され、障がい者の定義に社会モデルの考え方が取り入れられるとともに、社会的障壁の除去について、合理的な配慮の必要性に関する内容が追加されました。

(2) 障害者総合支援法の制定とその見直し

平成 24 年 6 月には、それまでの障害者自立支援法に代わって、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）が制定されました（平成 25 年 4 月施行）。同法では、障がい者の範囲に難病等を追加することや、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などの改革が行われました。同法は平成 28 年 5 月に改正され、自立生活援助や就労定着支援などのサービスの新設や、低所得の高齢障がい者が介護保険サービスを利用する際の負担軽減、障がい児支援の充実などの内容が盛り込まれ、平成 30 年 4 月から施行されることになっています。

(3) 障害者差別解消法の制定と障害者権利条約の批准

平成 25 年 6 月には、障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）が制定されました（平成 28 年 4 月施行）。同法は、障害者権利条約や障害者基本法の理念に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に関する規定が盛り込まれました。同法の成立を受けて、平成 26 年 1 月、我が国は障害者権利条約を批准し、世界で 141 番目の締約国・機関となりました。

(4) 戸田市の取り組み

戸田市では、平成 24 年度に「戸田市障がい者計画」を策定し、計画の基本理念である「自ら決定し、共に活動することで、幸せを実感できるまち・とだ」の実現を目指して、障がい者施策の総合的な推進を図ってきました。また、平成 26 年度には、「第 4 期戸田市

障がい福祉計画」を策定し、障がい者の地域生活を支えるサービス提供体制の確立に努めてきました。

これらの計画が平成29年度で終了することから、障がい者施策をめぐる最近の動向や、戸田市の障がい者を取り巻く現状、これまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、今後の障がい者施策の方向性を定めるための新たな計画として、本計画を策定することになりました。

本計画は、戸田市における今後の障がい者施策のあるべき姿と具体的な施策の方向性を示すとともに、障がい者の地域生活や社会生活を支えるための障害福祉サービス等の一層の充実及び障がい児の健やかな成長と発達を支える障がい児支援を拡充することを目的として策定するものです。

◆障がい者施策をめぐる最近の法制度改革

年 月	動 向	概 要
平成 23 年 7 月	障害者基本法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の定義に社会モデルの考え方を導入 ・社会的障壁の除去について、合理的な配慮の必要性に関する内容を追加
平成 24 年 6 月 (平成 25 年 4 月施行)	障害者総合支援法成立	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の範囲に難病等を追加 ・重度訪問介護の対象拡大 ・グループホームの一元化
平成 25 年 6 月 (平成 28 年 4 月施行)	障害者差別解消法成立	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者を理由とする不当な差別的取扱いの禁止 ・合理的配慮の提供について規定
平成 26 年 1 月	障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法の成立等を受けて批准
平成 28 年 5 月 (平成 30 年 4 月施行)	障害者総合支援法及び 児童福祉法改正	<ul style="list-style-type: none"> ・自立生活援助や就労定着支援の新設 ・低所得の高齢障がい者の負担軽減 ・障がい児支援の強化・充実

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

「戸田市障がい者計画」は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」に位置づけられ、戸田市の障がい者施策を総合的に推進することを目的とした計画です。

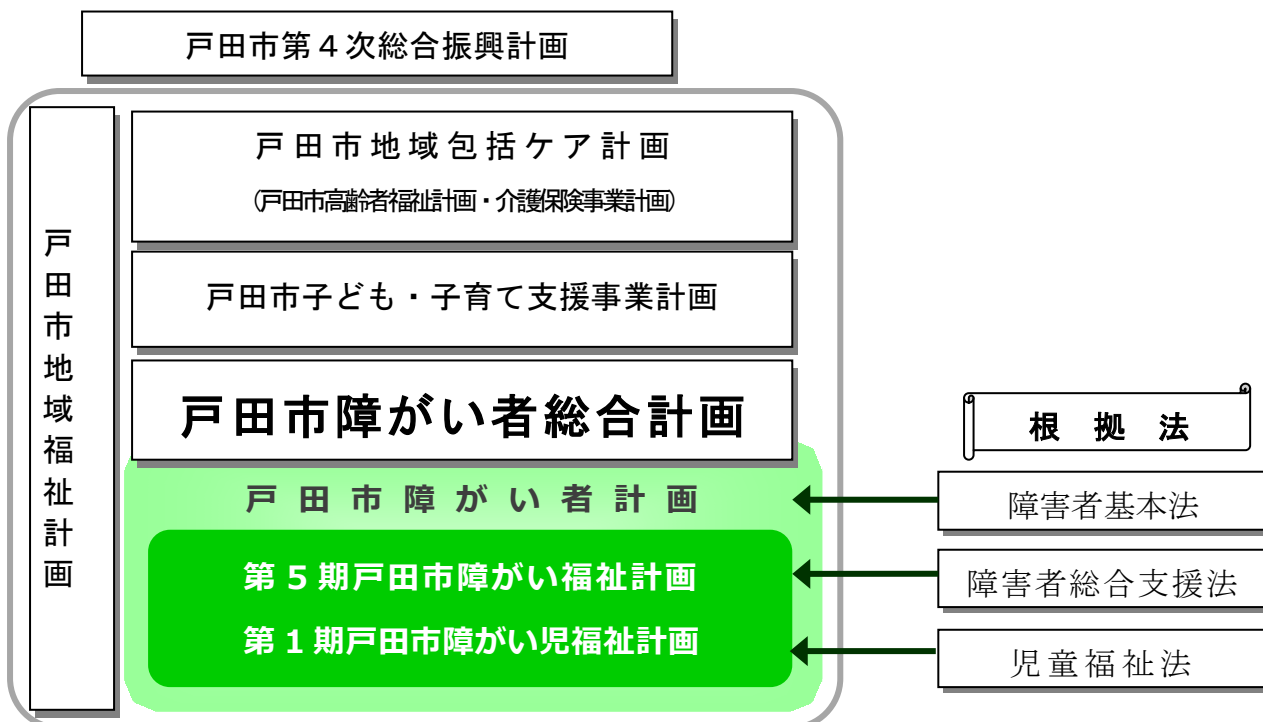
「第 5 期戸田市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」に位置づけられ、障がい者の日常生活や社会生活を総合的に支援するために、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する数値目標や、サービスごとの必要な見込量などを定める計画です。

「第 1 期戸田市障がい児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条第 20 第 15 項に基づく「市町村障害児福祉計画」に位置づけられ、障がい児支援の提供体制の確保と円滑な実施を図るための計画であり、「市町村障害福祉計画」と一体のものとして作成することができるものとされています。

本計画は、これら三つの計画の目的と特徴を踏まえ、各計画に必要な事項を盛り込みながら、戸田市の障がい者施策を総合的に推進していくための計画として、一体的に策定するものです。

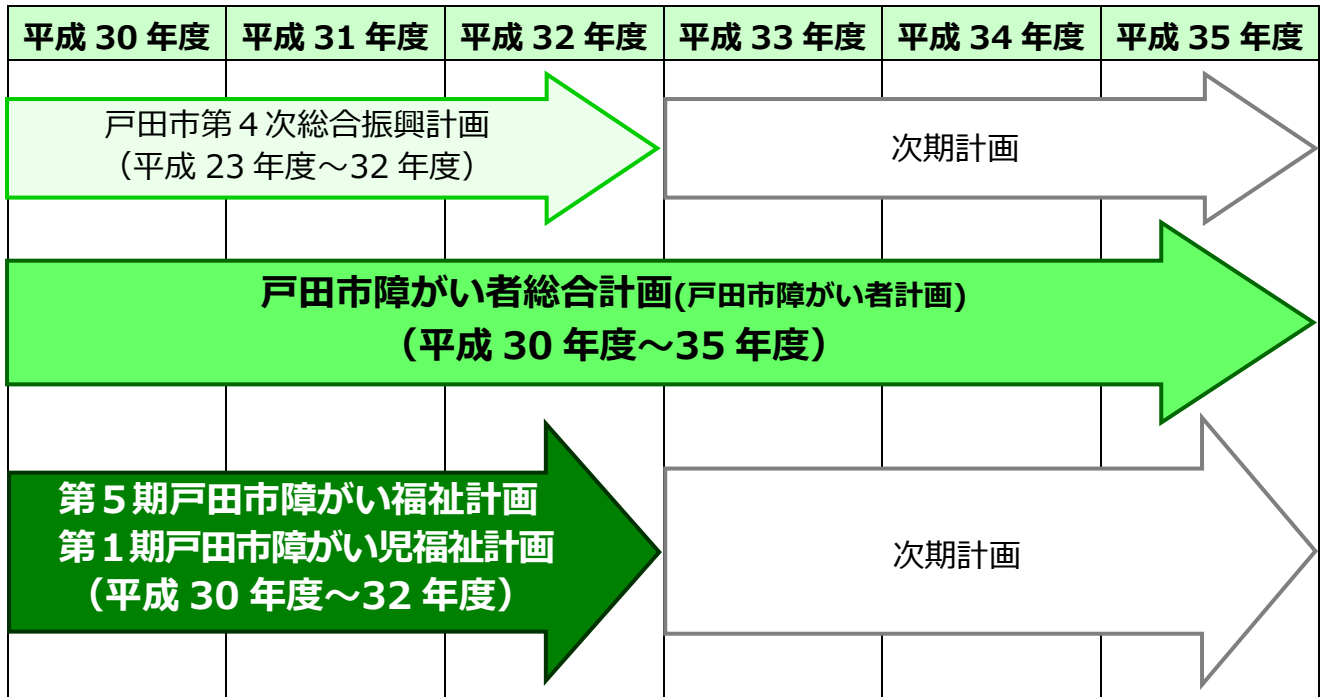
(2) 市の関連計画との関係

本計画は戸田市第 4 次総合振興計画の部門別計画であり、戸田市地域福祉計画、戸田市地域包括ケア計画、戸田市子ども・子育て支援事業計画等の関連計画との連携・調整を図りながら策定・推進するものです。



3 計画の期間

戸田市障がい者総合計画は、平成30年度から平成35年度までの6年間を計画期間としますが、第5期戸田市障がい福祉計画・第1期戸田市障がい児福祉計画については、平成30年度から平成32年度までの3年間を計画期間とします。



4 計画の対象

本計画の対象となる「障がい者」の定義については、障害者基本法第2条第1項の規定に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。高次脳機能障がい者、難病患者もこの定義の「障がい者」に含まれます。

第2章 障がい者をめぐる現状と課題

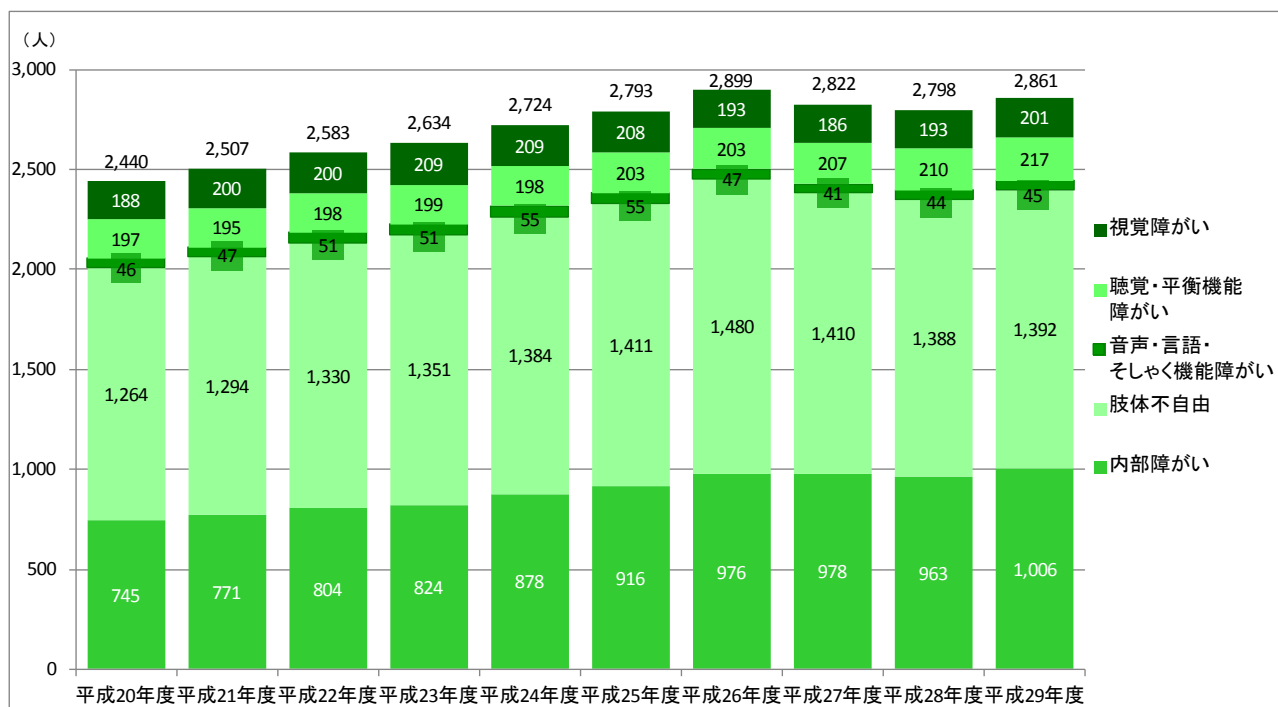
1 障がい者をめぐる現状

(1) 身体障がい者人口の推移

戸田市の身体障害者手帳所持者は、平成20年度以降、平成26年度まで増加傾向にありましたが、平成27年度以降は概ね横ばいとなっています。平成29年度には2,861人となっており、平成20年度より17.3%増加しています。

障がいの部位別に見ると、平成29年度には肢体不自由が1,392人と最も多く、次いで内部障がい（1,006人）となっています。

図 身体障がい者人口の推移



障害福祉課資料：各年度4月1日現在

(2) 知的障がい者人口の推移

戸田市の療育手帳所持者は、平成20年度以降増加傾向が続いており、平成29年度には740人と、平成20年度より56.4%増加しています。

程度別に見ると、平成29年度には「B」が230人と最も多く、次いで「C」が217人となっています。

図 知的障がい者人口の推移



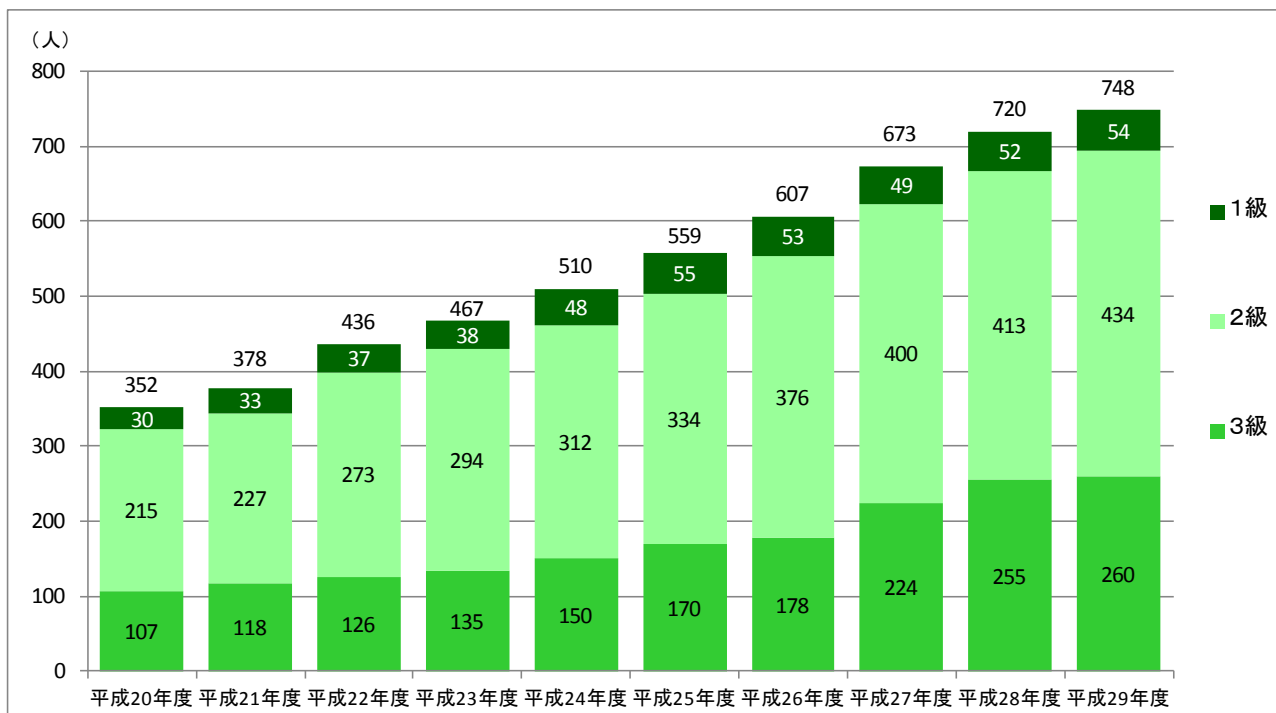
障害福祉課資料：各年度4月1日現在

(3) 精神障がい者人口の推移

戸田市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、平成 20 年度以降増加傾向が続いており、平成 29 年度には 748 人と、平成 20 年度の 2 倍以上に増加しています。

等級別に見ると、平成 29 年度には「2 級」が 434 人と最も多く、次いで「3 級」が 260 人、「1 級」が 54 人となっています。

図 精神障がい者人口の推移

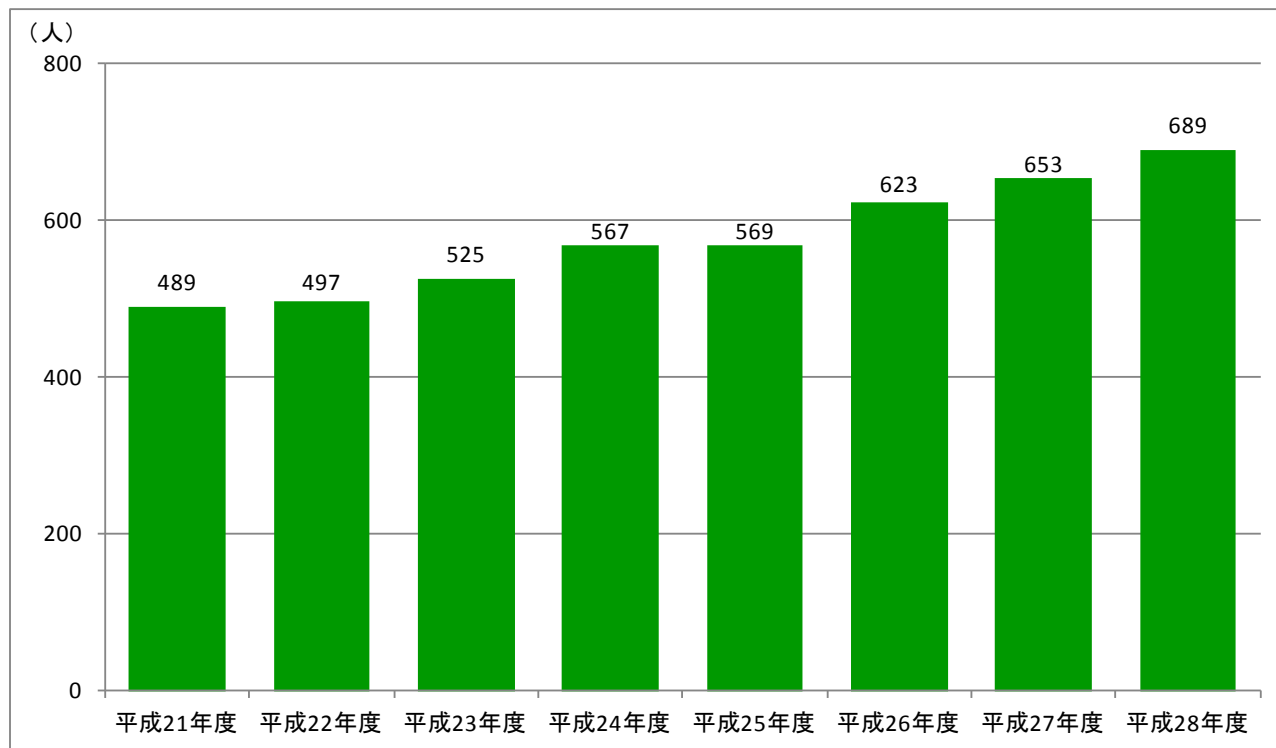


障害福祉課資料：各年度 4 月 1 日現在

(4) 難病患者数の状況

戸田市の指定難病医療給付受給者（平成 25 年度までは特定疾患医療給付受給者）は増加傾向が続いており、平成 28 年度には 689 人となっています。

図 難病患者数の推移



川口保健所資料：各年度 3 月 31 日現在

(5) 障害支援区分の状況

平成 29 年 10 月 1 日現在の障害支援区分認定者は 401 人で、身体障がい者が 94 人、知的障がい者が 239 人、精神障がい者が 68 人となっています。

障がい別	総数	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1
身体障がい者	94	28	7	14	24	19	2
知的障がい者	239	60	38	64	40	36	1
精神障がい者	68	1	1	5	19	39	3
合計	401	89	46	83	83	94	6

2 アンケート調査の概要

(1) 調査実施の概要

①調査の目的

この調査は、平成 29 年度に「戸田市障がい者総合計画」を策定するにあたって、その基礎資料とするために、障がいのある方やご家族の方などの日頃の生活状況やサービスの利用状況、今後の意向などを把握するために実施しました。

②調査対象と調査方法

調査の種類	調査対象	調査方法
①18 歳以上の方を対象とした調査	18 歳以上で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方のうちから無作為に抽出	調査票を郵送配布し、無記名郵送方式で回収しました。
②18 歳未満の方と保護者の方を対象とした調査	18 歳未満で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が交付されている方、また手帳を有していないが、障害児通所サービスを利用している方	
③サービス事業者の方を対象とした調査	戸田市民に、障害福祉サービス等を提供している事業者	

③調査期間

平成 29 年 7 月 24 日から 8 月 10 日までの期間に実施しました。

④配付・回収状況

調査の種類	配付数	回収数	未記入	有効回収数	有効回収率
①18 歳以上の方を対象とした調査	2,499	1,160	2	1,158	46.3%
②18 歳未満の方と保護者の方を対象とした調査	395	190	0	190	48.1%
③サービス事業者の方を対象とした調査	92	61	0	61	66.3%

(2) 調査結果の概要

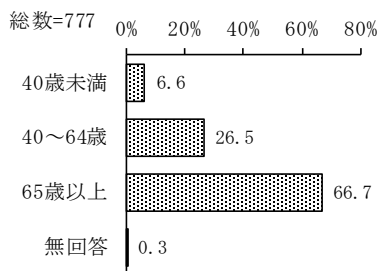
① 18歳以上の方を対象とした調査

■ 年齢（問2）

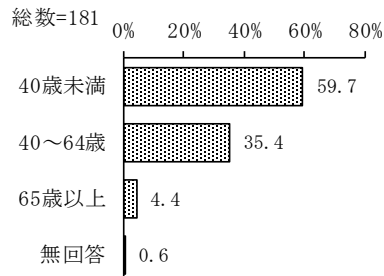
全体では、「50～59歳」が13.0%と最も多く、次いで「40～49歳」が12.3%、「70～74歳」が11.6%、「75～79歳」が11.1%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは65歳以上の方が7割近くとなっているのに対し、知的障がいでは40歳未満の方が約6割、精神障がいでは40～64歳の方が約6割と多くなっています。

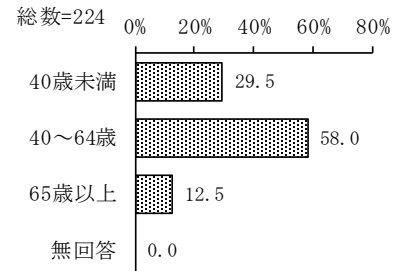
【身体障がい】



【知的障がい】



【精神障がい】



■ 医療に関して困っていること（問8）

全体では、「障がいが重くなったり病状が進むこと」が26.5%と最も多く、次いで「医療機関が家の近くにない」が11.9%、「医療について気軽に相談できる場がない」が10.2%、「医療費の負担が大きい」が9.5%となっています。

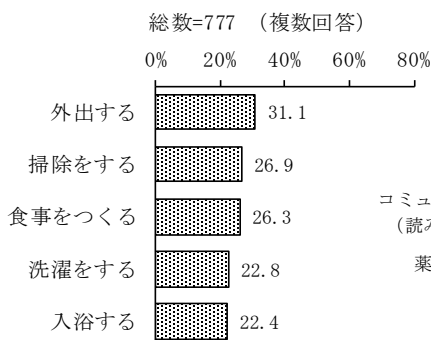
障がい別に見ると、知的障がいでは「医療機関が家の近くにない」が最も多くなっています。

■ 介助が必要なこと（問9）

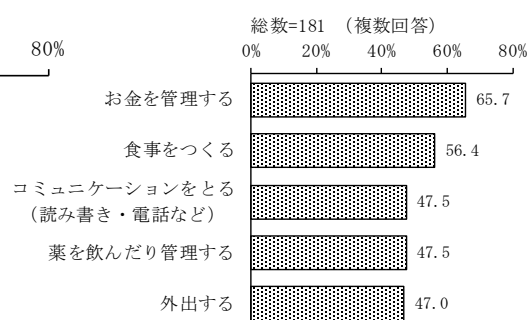
全体では、「外出する」が29.8%と最も多く、次いで「食事をつくる」が29.3%、「掃除をする」が28.1%、「洗濯をする」が24.4%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「お金を管理する」が最も多く、「コミュニケーションをとる（読み書き・電話など）」「薬を飲んだり管理する」も他の障がいと比較して多くなっています。

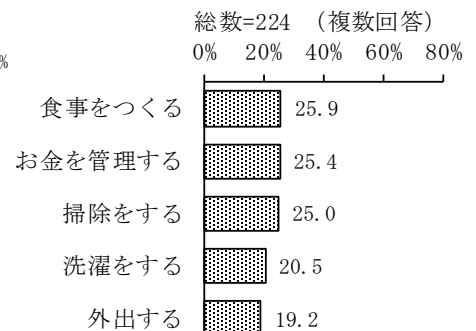
【身体障がい】



【知的障がい】



【精神障がい】



※ 上位5項目

■地域生活のために必要な支援（問 15）

全体では、「経済的な負担の軽減」が 55.8%と最も多く、次いで「生活訓練などの充実」が 41.9%、「障がい者に適した住居の確保」が 34.9%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 30.2%となっています。

障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

■外出の頻度（問 19）

全体では、「ほとんど毎日」が 34.2%と最も多く、次いで「週に 3～5 日くらい」が 25.5%、「週に 1～2 日くらい」が 17.2%、「あまり外出しない」が 12.6%となっています。

疾患や障がいの種類別に見ると、高次脳機能障がいでは「あまり外出しない」がやや多くなっています。

■外出するときに困っていること（問 21）

全体では、「困ったときどうすればいいか不安」が 17.8%と最も多く、次いで「休憩場所がない」が 15.0%、「建物の段差・階段・設備が障がいに配慮されていない」が 14.9%、「トイレの利用」が 14.6%となっています。

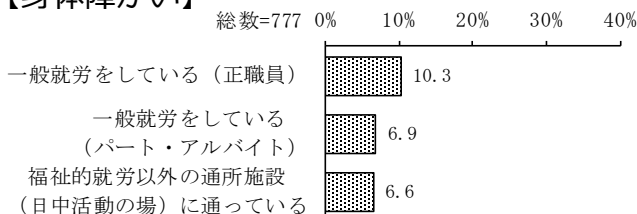
障がい別に見ると、身体障がいでは「建物の段差・階段・設備が障がいに配慮されていない」「歩道や道路の段差や幅が障がいに配慮されていない」が多くなっています。

■日中の過ごし方（問 22）

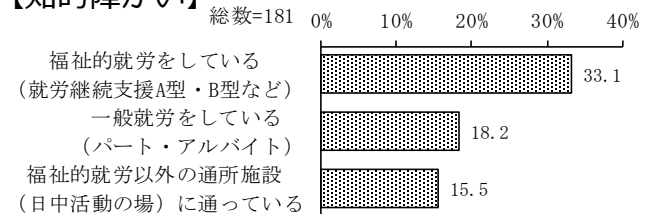
全体では、「就労や通所などはしていない」が 34.0%と最も多く、次いで「一般就労をしている（パート・アルバイト）」が 9.7%、「一般就労をしている（正職員）」が 9.2%、「福祉的就労以外の通所施設（日中活動の場）に通っている」が 8.1%、「福祉的就労をしている（就労継続支援 A 型・B 型など）」が 6.3%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「福祉的就労をしている（就労継続支援 A 型・B 型など）」が最も多く、「一般就労をしている（パート・アルバイト）」もやや多くなっています。

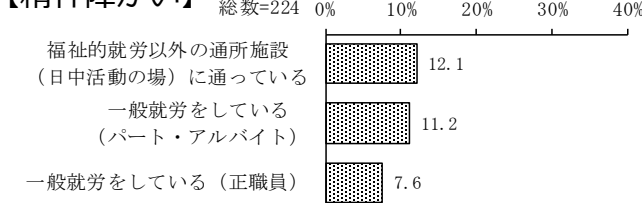
【身体障がい】



【知的障がい】



【精神障がい】



※ 上位 3 項目（「就労や通所などはしていない」を除く）

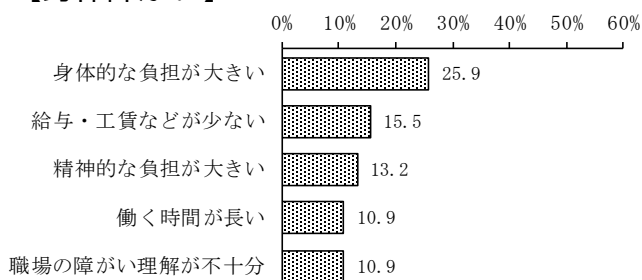
■ 仕事をする上で困っていること（問 23）

全体では、「給与・工賃などが少ない」が 23.2%と最も多く、次いで「身体的な負担が大きい」が 20.1%、「精神的な負担が大きい」が 19.8%、「職場の人間関係」が 15.5%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「身体的な負担が大きい」、精神障がいでは「精神的な負担が大きい」が最も多くなっています。

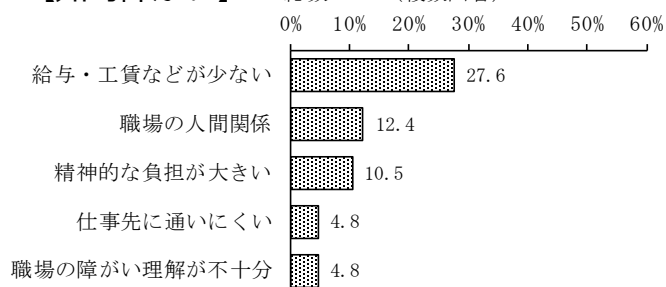
【身体障がい】

総数=174（複数回答）



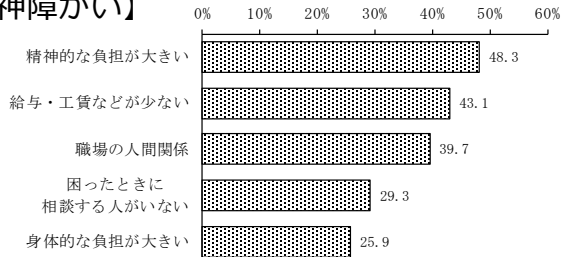
【知的障がい】

総数=105（複数回答）



【精神障がい】

総数=58（複数回答）



※ 上位5項目

■ 一般就労するために必要なこと（問 26）

全体では、「職場での良好な人間関係」が 32.3%と最も多く、次いで「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」が 31.3%、「障がいに対応した柔軟な勤務形態」が 31.0%、「職場の障がい理解の促進」が 30.2%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」が最も多くなっています。

■ 訪問系サービスの利用状況・利用意向（問 27）

利用状況を見ると、「居宅介護（ホームヘルプ）」が 6.3%と最も多く、次いで「行動援護」が 4.3%、「重度訪問介護」が 1.2%、「同行援護」が 1.0%となっています。

利用意向を見ると、「居宅介護（ホームヘルプ）」が 21.8%と最も多く、次いで「行動援護」が 16.0%、「重度訪問介護」が 15.3%、「同行援護」が 11.5%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「行動援護」の利用意向が多くなっています。

■日中活動系サービスの利用状況・利用意向（問 27）

利用状況を見ると、「生活介護」が 8.4%と最も多く、次いで「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が 7.0%、「短期入所（ショートステイ）」が 6.0%、「就労継続支援（B型）」が 4.9%となっています。

利用意向を見ると、「自立訓練（機能訓練、生活訓練）」が 24.4%と最も多く、次いで「生活介護」が 20.6%、「短期入所（ショートステイ）」が 20.1%、「就労移行支援」が 12.5%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「短期入所（ショートステイ）」「就労継続支援（B型）」の利用意向が多くなっています。

■地域生活支援事業の利用状況・利用意向（問 27）

利用状況を見ると、「移動支援」が 7.6%と最も多く、次いで「地域活動支援センター」が 2.9%、「日中一時支援事業」が 2.4%、「意思疎通支援事業」が 0.9%となっています。

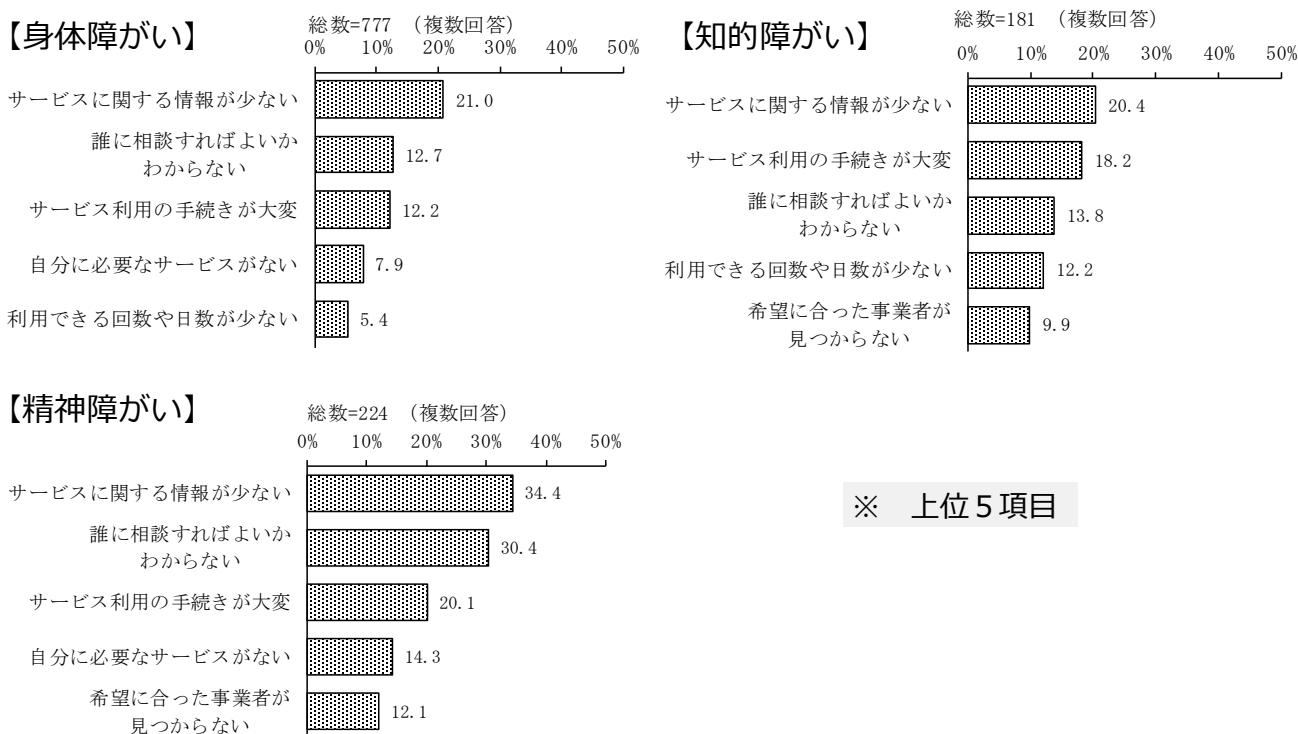
利用意向を見ると、「移動支援」が 21.8%と最も多く、次いで「日中一時支援事業」が 18.3%、「地域活動支援センター」が 17.9%、「意思疎通支援事業」が 7.6%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「移動支援」が多くなっています。

■サービス利用に関して困っていること（問 28）

全体では、「サービスに関する情報が少ない」が 23.0%と最も多く、次いで「誰に相談すればよいかわからない」が 16.0%、「サービス利用の手続きが大変」が 14.2%、「自分に必要なサービスがない」が 8.4%となっています。

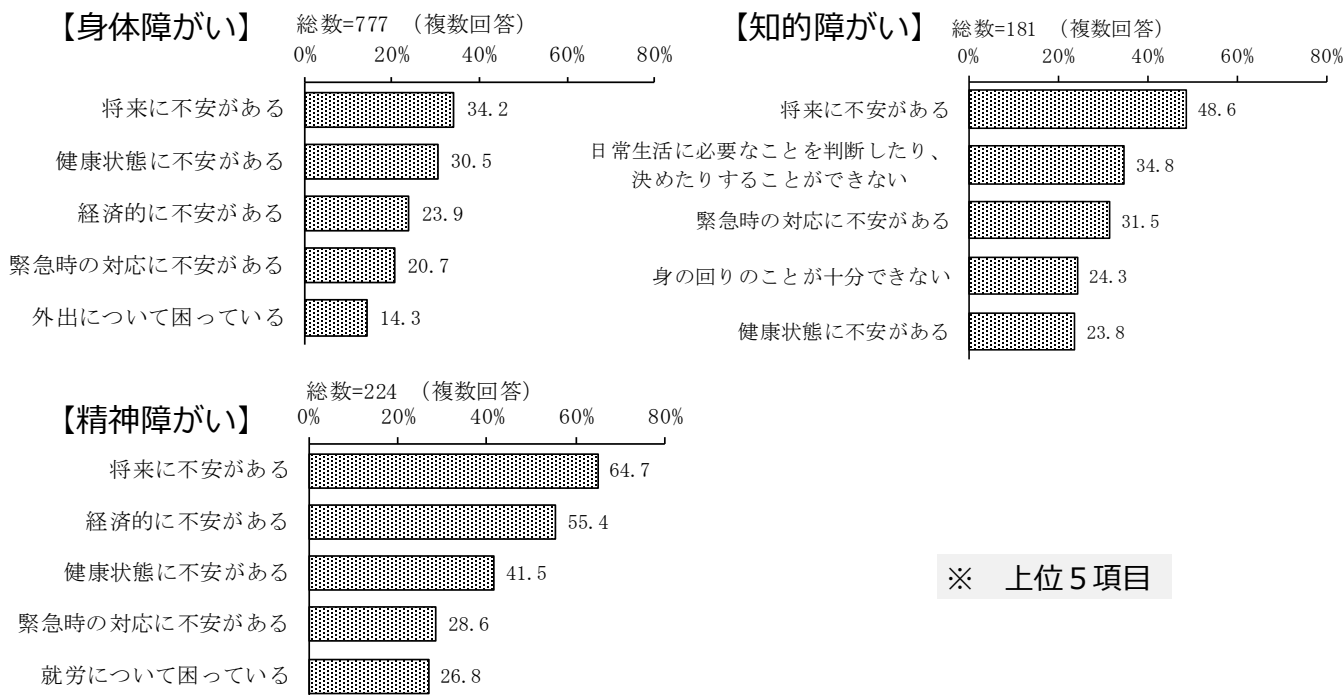
障がい別に見ると、精神障がいでは「誰に相談すればよいかわからない」が他の障がいと比較して多くなっています。



■日常生活で困っていること（問 29）

全体では、「将来に不安がある」が 41.0%と最も多く、次いで「健康状態に不安がある」が 30.7%、「経済的に不安がある」が 29.1%、「緊急時の対応に不安がある」が 23.5%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「日常生活に必要なことを判断したり、決めたりすることができない」、精神障がいでは「将来に不安がある」「経済的に不安がある」が他の障がいと比較して多くなっています。

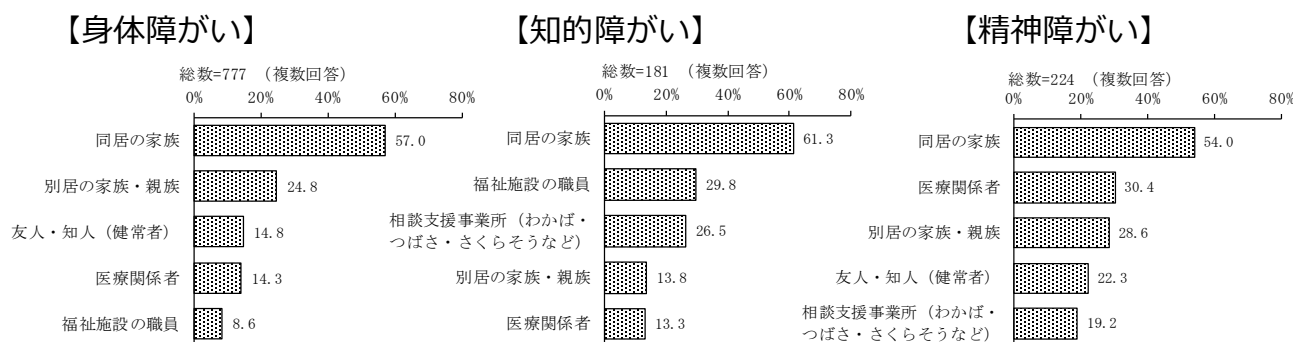


※ 上位5項目

■困ったときの相談先（問 30）

全体では、「同居の家族」が 56.9%と最も多く、次いで「別居の家族・親族」が 25.0%、「医療関係者」が 16.5%、「友人・知人（健常者）」が 14.9%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「福祉施設の職員」「相談支援事業所（わかば・つばさ・さくらそうなど）」、精神障がいでは「医療関係者」が他の障がいと比較して多くなっています。



※ 上位5項目

■ 差別や人権侵害を感じる事（問 33）

全体では、「まちなか」が 10.2%と最も多く、次いで「仕事を探すとき」が 9.4%、「家族・親戚づきあい」が 8.4%、「病院などの医療機関」が 7.1%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「まちなか」、精神障がいでは「仕事を探すとき」が他の障がいと比較して多くなっています。

■ 障害者差別解消法の認知状況（問 34）

全体では、「名前も内容も知らなかった」が 58.8%と最も多く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった」が 17.4%、「名前も内容も知っていた」が 12.3%となっています。

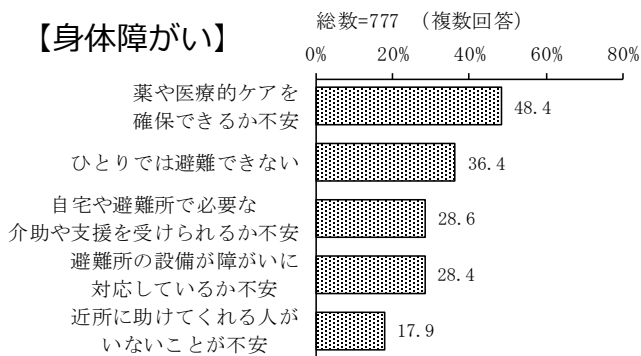
障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

■ 災害時に不安なこと（問 39）

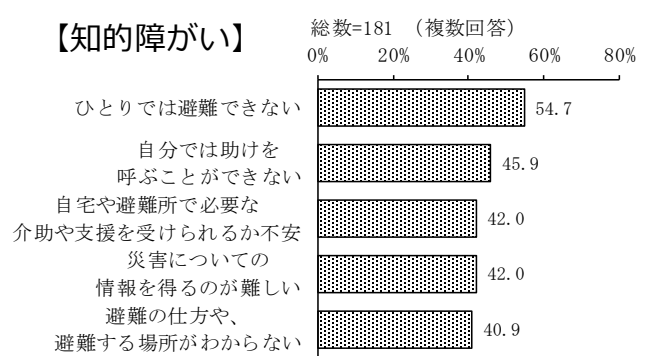
全体では、「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が 49.1%と最も多く、次いで「ひとりでは避難できない」が 35.2%、「自宅や避難所で必要な介助や支援を受けられるか不安」が 30.0%、「避難所の設備が障がいに対応しているか不安」が 26.2%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「ひとりでは避難できない」「自分では助けを呼ぶことができない」が他の障がいと比較して多くなっています。

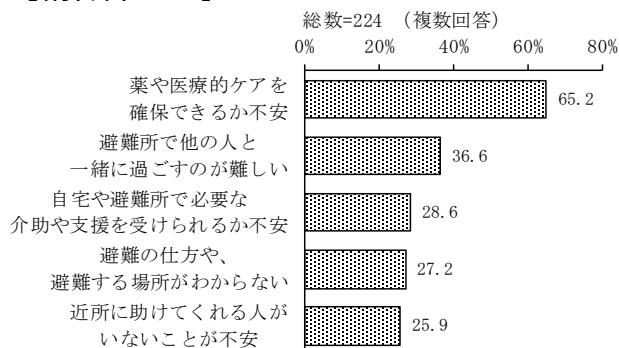
【身体障がい】



【知的障がい】



【精神障がい】



※ 上位5項目

②18歳未満の方と保護者の方を対象とした調査

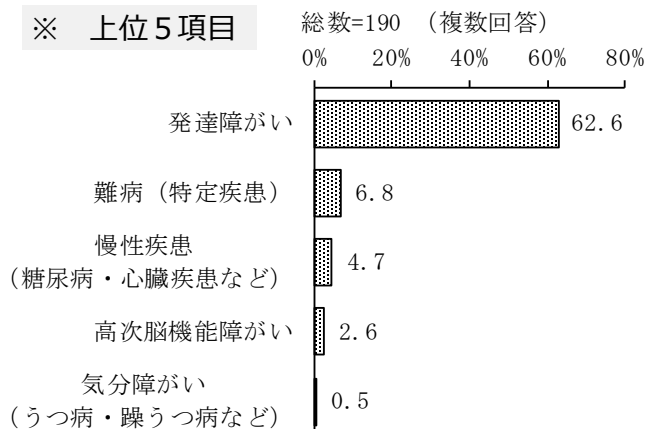
■手帳の所持状況（問4）

「療育手帳」が62.6%と最も多く、次いで「身体障害者手帳」が20.5%、「精神障害者保健福祉手帳」が6.3%となっています。「手帳は持っていない」は16.8%でした。

■疾患や障がいの種類（問6）

全体では、「発達障がい」が62.6%と最も多く、次いで「難病（特定疾患）」が6.8%、「慢性疾患（糖尿病・心臓疾患など）」が4.7%、「高次脳機能障がい」が2.6%となっています。

障がい別に見ると、「発達障がい」以外では、身体障がいでは「難病（特定疾患）」「高次脳機能障がい」がやや多くなっています。



■医療に関して困っていること（問8）

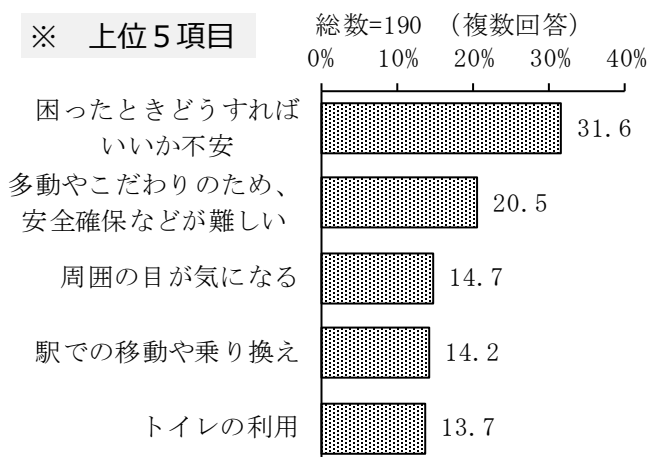
全体では、「医療機関が家の近くにない」が35.8%と最も多く、次いで「医療について気軽に相談できる場がない」が22.1%、「障がいについての専門の医療機関がない」が21.1%、「障がいが強くなったり病状が進むこと」が12.6%となっています。

障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

■外出するとき困っていること（問19）

全体では、「困ったときどうすればいいか不安」が31.6%と最も多く、次いで「多動やこだわりのため、安全確保などが難しい」が20.5%、「周囲の目が気になる」が14.7%、「駅での移動や乗り換え」が14.2%となっています。

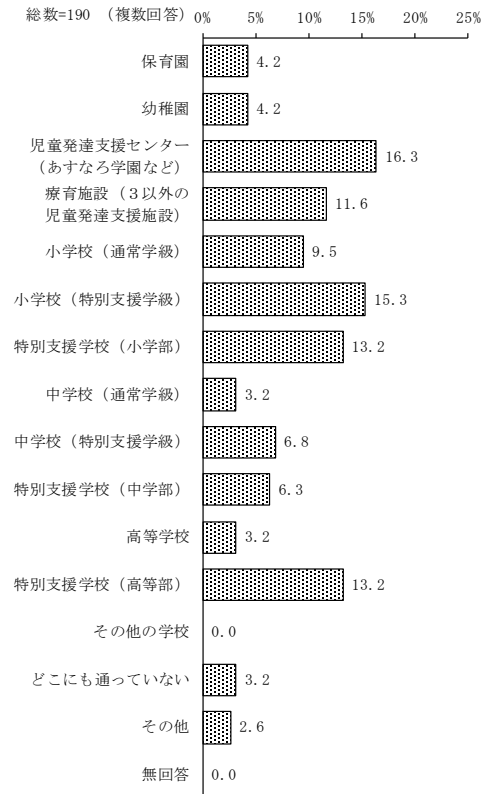
障がい別に見ると、身体障がいでは「建物の段差・階段・設備が障がいに配慮されていない」「歩道や道路の段差や幅が障がいに配慮されていない」が多くなっています。



■日中通っているところ（問 20）

全体では、「児童発達支援センター（あすなろ学園など）」が 16.3%と最も多く、次いで「小学校（特別支援学級）」が 15.3%、「特別支援学校（小学部）」「特別支援学校（高等部）」がそれぞれ 13.2%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは小学・中学とも特別支援学校が多いのに対し、知的障がいでは特別支援学級のほうが多くなっています。

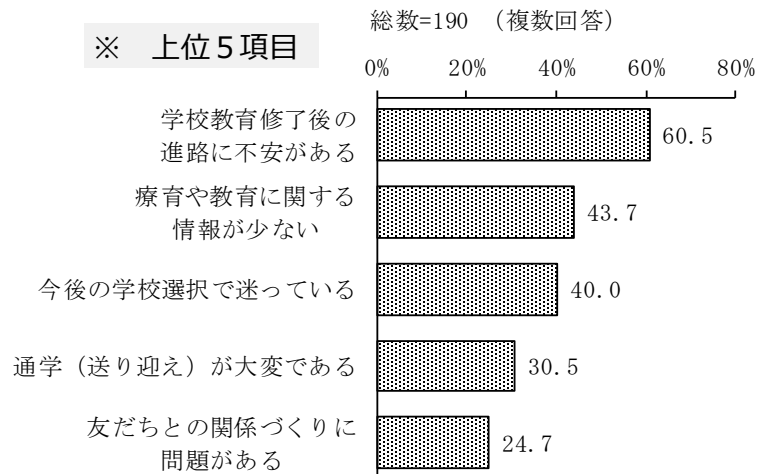


■療育や教育について困っていること（問 21）

全体では、「学校教育修了後の進路に不安がある」が 60.5%と最も多く、次いで「療育や教育に関する情報が少ない」が 43.7%、「今後の学校選択で迷っている」が 40.0%、「通学（送り迎え）が大変である」が 30.5%となっています。

障がい別に見ると、「学校教育終了後の進路に不安がある」以外では、知的障がいでは「今後の学校選択で迷っている」が多くなっています。

※ 上位 5 項目



■一般就労するために必要なこと（問 25）

全体では、「障がい特性に合った職業・雇用の拡大」が 75.3%と最も多く、次いで「職場の障がい理解の促進」が 73.2%、「職場での良好な人間関係」が 68.9%、「企業の障がい者雇用への理解の促進」が 65.8%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「就労のための総合的な相談支援」が最も多くなっています。

■障がい児支援のためのサービスの利用状況・利用意向（問 26）

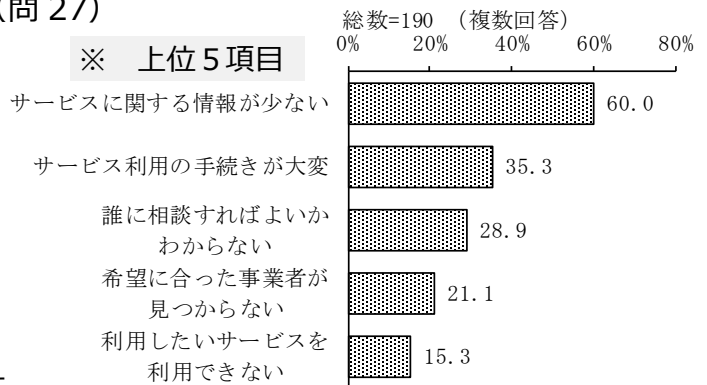
利用状況を見ると、「放課後等デイサービス」が 38.4%と最も多く、次いで「児童発達支援」が 28.9%、「医療型児童発達支援」が 7.9%、「保育所等訪問支援」が 5.8%となっています。

利用意向を見ると、「放課後等デイサービス」が 67.4%と最も多く、次いで「児童発達支援」が 55.3%、「医療型児童発達支援」が 42.6%、「保育所等訪問支援」が 22.6%となっています。

■サービス利用に関して困っていること（問 27）

全体では、「サービスに関する情報が少ない」が 60.0%と最も多く、次いで「サービス利用の手続きが大変」が 35.3%、「誰に相談すればよいかわからない」が 28.9%、「希望に合った事業者が見つからない」が 21.1%となっています。

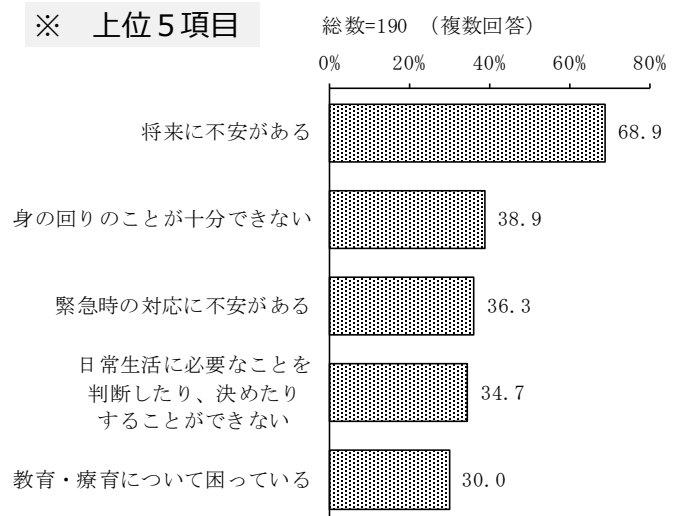
障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。



■日常生活で困っていること（問 28）

全体では、「将来に不安がある」が 68.9%と最も多く、次いで「身の回りのことが十分できない」が 38.9%、「緊急時の対応に不安がある」が 36.3%、「日常生活に必要なことを判断したり、決めたりすることができない」が 34.7%となっています。

障がい別に見ると、「将来に不安がある」以外では、身体障がいでは「緊急時の対応に不安がある」、知的障がいでは「日常生活に必要なことを判断したり、決めたりすることができない」が多くなっています。



■困ったときの相談先（問 29）

全体では、「同居の家族」が 72.6%と最も多く、次いで「学校・幼稚園・保育所の教職員」が 45.8%、「友人・知人（健常者）」が 34.2%、「医療関係者」が 30.0%となっています。

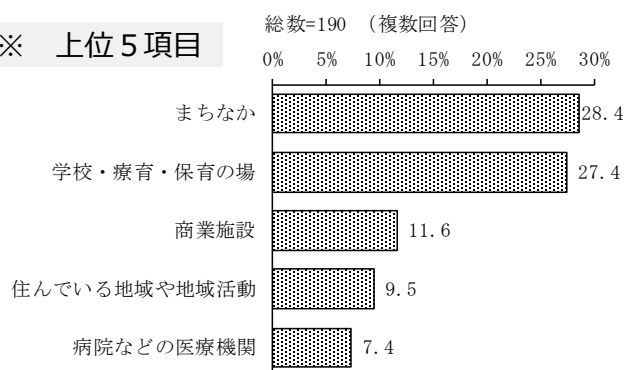
障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

■差別や人権侵害を感じること（問 32）

全体では、「まちなか」が 28.4%と最も多く、次いで「学校・療育・保育の場」が 27.4%、「商業施設」が 11.6%、「住んでいる地域や地域活動」が 9.5%となっています。

障がい別の結果もほぼ同様の傾向でした。

※ 上位 5 項目



■障害者差別解消法の認知状況（問 33）

全体では、「名前も内容も知らなかった」が 49.5%と最も多く、次いで「名前も内容も知っていた」が 32.6%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らなかった」が 16.8%となっています。

障がい別に見ると、知的障がいでは「名前も内容も知っていた」が多くなっています。

■災害時に不安なこと（問 38）

全体では、「ひとりでは避難できない」が 72.6%と最も多く、次いで「自分では助けを呼ぶことができない」が 57.4%、「自宅や避難所で必要な介助や支援を受けられるか不安」が 48.9%、「通園や通学、通所の途中で災害にあった場合の対応がわからない」が 38.9%となっています。

障がい別に見ると、身体障がいでは「薬や医療的ケアを確保できるか不安」が多くなっています。

③サービス事業者の方を対象とした調査

■提供しているサービス（問 2）

「居宅介護」が 32.8%と最も多く、次いで「放課後等デイサービス」が 29.5%、「重度訪問介護」が 27.9%、「相談支援事業」「移動支援」がそれぞれ 24.6%となっています。

■経営上の問題（問 5）

「職員の確保が難しい」が 82.0%と最も多く、次いで「事務作業量が多い」が 45.9%、「収益の確保が難しい」が 31.1%、「職員のスキル向上が難しい」が 27.9%となっています。

■職員の充足状況（問 6）

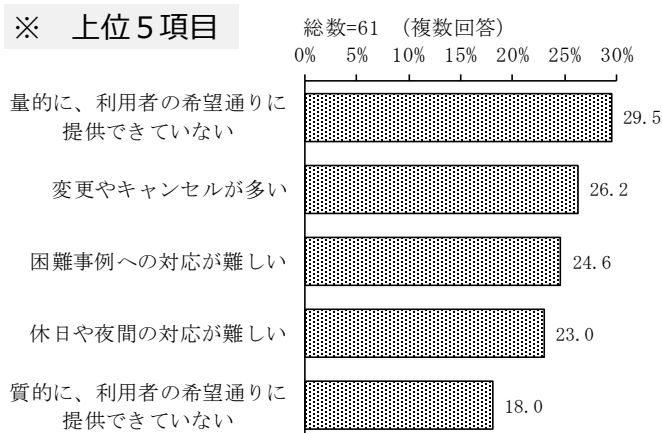
「やや不足している」が 44.3%と最も多く、次いで「適正である」「非常に不足している」がそれぞれ 26.2%、「やや余裕がある」が 3.3%となっています。

■人材確保のための取り組み（問7）

「求人広告などの掲載」が73.8%と最も多く、次いで「ホームページでの広報」が52.5%、「人からの紹介」が50.8%、「資格取得にかかる費用の助成など人材育成制度の充実」が32.8%となっています。

■サービス提供上の問題（問9）

「量的に、利用者の希望通りに提供できていない」が29.5%と最も多く、次いで「変更やキャンセルが多い」が26.2%、「困難事例への対応が難しい」が24.6%、「休日や夜間の対応が難しい」が23.0%となっています。



■サービス利用についての相談や苦情（問10）

「利用できる回数や日数が少ない」「利用日などが希望通りにならない」がそれぞれ21.3%と最も多く、次いで「市役所での手続きが大変」が19.7%、「利用できるサービスが分かりにくい」が14.8%となっています。

■新規サービスへの参入予定（問12）

「放課後等デイサービス」が9.8%と最も多く、次いで「相談支援事業」が6.6%、「行動援護」「共同生活援助（グループホーム）」がそれぞれ4.9%となっています。

■医療型放課後等デイサービスへの新規参入について（問13）

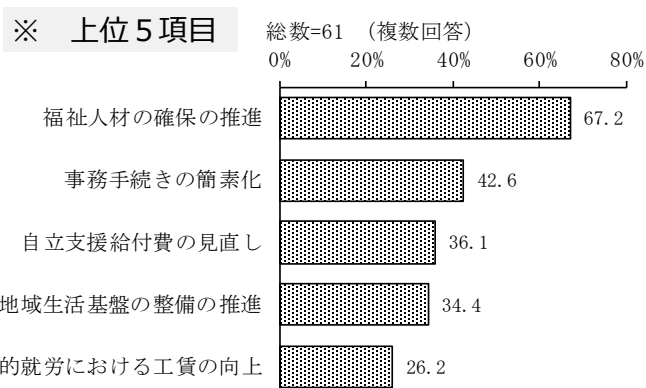
「参入の可能性はない」が36.1%と最も多く、次いで「現時点では何とも言えない」が34.4%、「制度の内容や条件等によっては参入を検討する可能性がある」が9.8%となっています。「具体的に参入を検討したい」という回答は3.3%（2件）でした。

■新規参入の課題（問14）

「新たな職員の確保」が82.0%と最も多く、次いで「障がいに対応できる職員の能力育成」が63.9%、「収益性の確保」が57.4%、「施設や事業所の確保」が54.1%となっています。

■障がい者施策について期待すること（問15）

「福祉人材の確保の推進」が67.2%と最も多く、次いで「事務手続きの簡素化」が42.6%、「自立支援給付費の見直し」が36.1%、「地域生活基盤の整備の推進」が34.4%となっています。



3 ヒアリング調査の概要

(1) 調査の目的と方法

①調査の目的

本計画の検討にあたって、広く市内の障がい者団体、家族会、サービス事業者等のご意見を伺って、計画の内容に反映するために、ヒアリング調査を実施しました。

②実施日程

日 程	障がい者団体・家族会	サービス事業者等
平成 29 年 8 月 7 日		⑥ 埼玉こころのかけ橋
8 月 17 日		⑦ 戸田市社会福祉協議会
8 月 21 日	① 本人の会・ホルスタイン	⑧ 高仁会 ⑨ 戸田わかくさ会
8 月 22 日	② 戸田市精神保健福祉家族会きらら ③ 戸田市心身しょうがい児・者を守る親の会	⑩ 戸田市社会福祉事業団
8 月 23 日	④ 戸田市身体障害者福祉会 ⑤ 戸田市聴力障害者協会	⑪ あすなる学園

(2) 調査結果の概要

①情報提供体制・総合相談体制について

- 利用できる福祉サービスの情報がほしい。(障がい者団体・家族会)
- 戸田市の福祉施策について、家族が理解していないことが多いように感じる。たくさんのサービスがあるのに、家族から要望がないので知っているのか心配である。周知を積極的にやるべき。(障がい者団体・家族会)
- 障がいの分野での相談分野の複雑化・重層化しているなか、「基幹相談支援センター」の設置を考えた方がいいのではないか。(サービス事業者)

②地域生活について

- 精神障がい者に対する正しい理解の普及が不足している。精神障がい者の啓発活動があまり行われていない状況なので市に積極的に行ってもらいたい。(サービス事業者)

- 「障害者差別解消法」の合理的配慮の提供などについて、幼稚園や保育園への周知を行ってほしい。(サービス事業者)
- 障がい児・者ともに、余暇活動ができるところが少ない。参加できる場を増やしてほしい。(障がい者団体・家族会)
- 市内の就労継続支援 B 型の作業所が定員に達してきて不安である。(障がい者団体・家族会・サービス事業者)
- 精神障がい者のための就労継続支援 B 型施設の設置について考えてほしい。(サービス事業者)
- 障がい者就労について、市として、障がいの特性を理解した上での企業の実習先の開拓を進めてほしい。(障がい者団体・家族会)
- 障害年金が受給されない程度の障がい、疾病を持っている人の経済的不安が大きい。親も高齢なので就労をしてほしい。(障がい者団体・家族会)
- 障がい者でもできる仕事がしたい。(障がい者団体・家族会)
- 引きこもり者の就労支援について考えてほしい。(サービス事業者)
- 短期入所や共同生活援助について、積極的に精神障がい者の受け入れをしてくれる事業者の設置について考えてほしい。(サービス事業者)
- 年々重い障がいの人が増えて行っているが、施設がなかなかできず、空きがない状況である。認知症の両親も増えてきたのでいつまで在宅生活ができるか不安に思っている。(サービス事業者)
- 親亡き後のためにも市内にグループホームの設置を望む。(サービス事業者)
- 災害時に障がい者の行き場や支援をどのようにしたらいいか不安である。(サービス事業者)
- 聴覚障がい者のためにも緊急事態を知らせる電光掲示板を公共施設に設置してほしい。(障がい者団体・家族会)

③障がい児支援について

- 児童発達支援センターの利用者が増えており、現行の指導室だけでは今後十分な支援ができないことが危惧される。長期的ビジョンが未確立であり、今後どうなっていくのかわからない状態。(サービス事業者)
- 児童発達支援センターと市内の児童発達支援事業所との連携が確立していない。(サービス事業者)
- 私立幼稚園への指導や支援体制が不十分である。(サービス事業者)
- 医療的ケア児を受け入れてくれる事業所が不足している。(サービス事業者)

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

と ともに生き ともに支え合い

だ だれもが

し しあわせを実感できるまち

～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、
障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～

本計画では、「と ともに生き ともに支え合い だれもが しあわせを実感できるまち ～ 子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障がい者が自分らしく暮らせるまち・とだ ～」を計画の基本理念に定めます。

この計画は、障がい者自身の生き方について、自らの意思や願いに基づき、主体的に決定できるための支援を行うということに重点を置いて策定しました。

障がいのある人もない人も、誰もが自分らしく地域生活を送ることができる戸田市を目指して、本基本理念を共有し、計画の推進を図ります。

なお、第4次総合振興計画に定められている将来都市像の一部である「幸せを実感できるまち」を、前計画から引き続き基本理念に掲げていくこととします。

2 基本方針

基本理念を実現するために、以下の3つの基本方針を掲げて施策を展開していきます。

1. すべての障がい者による自己選択・自己決定の尊重と、 それを実現するための情報提供体制づくり

すべての障がい者が、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図っていくことを目的に、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の充実を図り、障がい者等の自己選択・自己決定を尊重できる体制を整備していきます。すべての障がい者がそのための意思決定をできるように、相談支援体制のさらなる強化による情報提供体制の整備を図っていきます。

2. 障がい者が地域で自立して暮らしていけるまちづくり

障がい者等の自立を支援する観点から、地域生活への移行とその継続のための支援や就労支援など、さまざまな課題に対応したサービスの提供体制を整えます。障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指し、地域生活支援の拠点づくりなど地域の社会資源を最大限に活用した提供体制の整備を図ります。

3. ライフステージに応じ、多様な支援を提供するための体制づくり

障がい者のライフスタイルや価値観、そのときどきのライフステージごとに求められる支援は常に変化しています。障がい者が自ら必要と考える支援を選択し、可能な限り地域で自立した質の高い生活を送ることができるようにするために、個々の障がい特性やニーズを的確に把握し、さまざまな社会資源や支援サービスにつなげていきます。

3 重点施策

障がい者施策の動向やアンケート調査結果にみる生活実態と施策ニーズ、関係団体や関係事業者のヒアリング調査結果などを踏まえた総合的な見地から、この計画において特に重点的に取り組むべき施策を次のとおり定めます。

1. 相談支援・情報提供体制の充実

障がい者の高齢化や障がいの重度化、発達障がい・高次脳機能障がいなどをはじめとする障がいの多様化、そして親亡き後を見据え、障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して生活を送ることができるよう、専門的な知識を必要とする困難ケース等に対応するため、相談支援事業所の増設や、基幹相談支援センターの設置の検討を行い、総合相談体制及びサービス等の情報提供体制の整備を図ります。

主な事業

- 相談支援事業所の増設の検討
- 基幹相談支援センターの設置の検討

2. 地域社会における障がい者の生活の基盤づくり

障がい福祉計画の基本指針で国が定めた5つの成果目標のうち、「福祉施設入所者の『地域』生活への移行」「精神障害にも対応した『地域』包括ケアシステムの構築」「『地域』生活支援拠点等の整備」の3つが、障がい者が「地域」で暮らすことを目的としています。

市は、障がい者の地域での暮らしを推進するために、地域生活への円滑な移行を支援するための施策の充実を図るとともに、地域生活を安定的に継続、維持し、入所施設サービスから「地域生活支援サービス」へと移行を進めるため、障がい者からの要望が強い、災害対策、住まいの確保、生活支援、就労等の活動支援、社会参加、相談支援、差別解消や虐待防止等の権利擁護などの施策の充実を図ります。

主な事業

- 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 日中活動系サービス事業所の整備・充実
- 地域生活支援拠点等の整備
- 居住系サービス事業所の整備・充実
- 防災対策の充実
- 就労支援体制の充実

3. 障がい児支援の提供体制の充実

児童福祉法の一部改正により、今期計画から、市町村において障害児通所支援や障害児相談支援の量の見込みや提供体制の確保に係る目標に関する事項などを示した「障がい児福祉計画」を障がい福祉計画と一体的に策定することとなっています。

市は、本計画の策定により質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実や、平成30年度から新たに開始される居宅訪問型児童発達支援の早期実施により、関係機関が連携して切れ目のない一貫した支援体制を構築していきます。また、たんの吸引や経管栄養などが必要な医療的ケア児をはじめとする重症心身障がい児が円滑に支援を受けられることができるよう取り組みの充実を図っていきます。

主な事業

- 医療的ケア児支援の充実
- 放課後等デイサービスの質の向上
- 児童発達支援センター機能の充実

ライフステージ別の施策について

障がいのある人が、それぞれの年齢に応じた日常生活や社会生活をおくることができるように、全ての施策をライフステージごとの特性に配慮しながら推進していきます。関係各課の連携による横断的な体制のもとで、関係者・関係団体等とも連携しながら、それぞれのライフステージに応じた支援を切れ目がないように提供していきます。

乳幼児期 一人ひとりに応じた発達・就学の支援

【主な施策】 早期療育システム、特別支援保育 など

学童期 とともに学び、育ち合うための支援

【主な施策】 特別支援教育 など

青年期 自分らしく社会生活を送るための支援

【主な施策】 雇用拡大の促進、多様な働き方の支援、生涯学習・文化活動 など

成年期（+各年代共通） 地域で安心して暮らすための支援

【主な施策】 地域生活の支援、地域での住まいの充実支援、啓発・広報 など

高齢期 尊厳ある暮らしを支えるための支援

【主な施策】 健康づくり、保健サービス、医療サービス など

4 計画の体系

計画の体系につきまして、今回、本計画の策定にあたり、前「戸田市障がい者計画」における事業の達成状況に加え、障がい者を取り巻く環境、市の現状、国や県の動向等の変化や、アンケートやヒアリング結果等を踏まえ、ライフステージを基本とした8つの施策の柱と36の施策を設定しました。

本計画の基本理念・基本方針・重点施策の実現に向け、以下の施策を進めてまいります。

施策の柱	施策
1. 情報提供・相談支援 ・権利擁護	(1) 情報提供体制の充実 (2) 相談支援体制の充実 (3) 障がいを理由とする差別の解消 (4) 障がいのある人への虐待対応 (5) 成年後見制度利用支援
2. 障がい理解	(1) 啓発・広報 (2) 見えにくい障がいへの理解 (3) 福祉教育・人権教育 (4) 地域福祉活動 (5) ボランティア活動の推進
3. 生活支援	(1) 経済的支援 (2) 地域生活の支援 (3) 地域での日中活動・居住の場の充実 (4) 生活基盤の整備
4. 保健・医療	(1) 健康づくり (2) 保健サービス (3) 医療・リハビリテーション (4) 公的医療助成制度

5. 雇用・就労	<ul style="list-style-type: none"> (1) 雇用拡大の促進 (2) 職場定着の支援 (3) 多様な働き方の支援 (4) 障がい者雇用者への支援
6. 防災・生活環境	<ul style="list-style-type: none"> (1) 防災対策も含めた生活安全対策 (2) 災害時における要配慮者支援 (3) ユニバーサルデザインのまちづくり (4) 移動手段・交通機関 (5) 防犯・交通安全
7. 情報コミュニケーション ・地域活動・生涯学習等	<ul style="list-style-type: none"> (1) コミュニケーション支援の充実 (2) まちづくり・地域コミュニティ活動 (3) 生涯学習・文化活動 (4) スポーツ・レクリエーション活動 (5) 選挙などへの参加
8. 療育・保育・教育	<ul style="list-style-type: none"> (1) 療育・発達障がい児支援システム (2) 重症心身障がい児への支援充実 (3) 特別支援教育 (4) 放課後支援・療育の場の充実

第4章 障がい者施策の展開

障がい者に関する具体的な施策事業を定め、実施していくことにより、本計画に定める基本理念・基本方針・重点施策の達成を目指していきます。

1 情報提供・相談支援・権利擁護

(1) 情報提供体制の充実

施策	主な事業	担当課
情報提供体制の充実 多様なメディアを活用して、障がい者への幅広い情報の提供を行います。	①制度改正の周知促進	障害福祉課
	②障害福祉サービス等の利用促進	障害福祉課
	③「障害者福祉のしおり」、 「広報戸田市」、市のホームページ等、多様なメディアの活用	障害福祉課

(2) 相談支援体制の充実

施策	主な事業	担当課
相談支援体制の充実 障がい者が適切なサービスを利用できるよう、ケアマネジメント体制の確立を図り、総合的で継続性のある相談体制づくりを推進するとともに、相談担当者の資質の向上、連携の強化を図ります。	①基幹相談支援センターの設置の検討【新規】	障害福祉課
	②相談支援事業所の増設の検討【新規】	障害福祉課
	③ケアマネジメント体制の確立	障害福祉課 長寿介護課
	④ピアカウンセリングの活用	障害福祉課 長寿介護課

(3) 障がい理由とする差別の解消

施策	主な事業	担当課
障害者差別解消法の啓発・適切な運用 障害者差別解消法施行後、2年が経過することから、同法の更なる普及啓発と適切な運用を実施していきます。	①戸田市における障害を理由とする差別の解消に関する対応要領に基づいた適切な運用【新規】	障害福祉課 人事課
	②市民向け・事業者向け研修の実施【新規】	障害福祉課
サービス利用者の権利擁護の充実 サービス利用者の権利を守るため、苦情の受け付け、処理体制づくりを進め、問題解決に努めます。合わせて、適切な区分認定を実施していきます。	③権利擁護の推進、適正な区分認定の実施、障害福祉サービス支給決定等の実施体制の充実	障害福祉課
	④苦情の受付窓口・処理体制の整備	障害福祉課 長寿介護課 障害福祉課関係機関※

※ 「障害福祉課関係機関」とは社会福祉法人等の機関を指します（以下も同様）。

(4) 障がいのある人への虐待対応

施策	主な事業	担当課
障がいのある人への虐待対応 市障害者虐待防止センターを中心として、虐待の早期発見・早期対応を図ります。	①市障害者虐待防止センター機能の充実	障害福祉課

(5) 成年後見制度利用支援

施 策	主な事業	担当課
成年後見制度利用支援 成年後見制度の周知・普及と利用の促進を図ります。	①成年後見制度の周知・普及と利用の促進	障害福祉課 長寿介護課
	②県障害者権利擁護センター(県社会福祉協議会)との連携	障害福祉課 長寿介護課
	③福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)の利用の促進	障害福祉課 長寿介護課 障害福祉課関係機関

2 障がい理解

(1) 啓発・広報

施策	主な事業	担当課
啓発・広報の推進 障がい者や市民を対象に、障害者週間や障がい者計画等を通じて障がいに関する啓発・広報に努めます。	①障害者週間（12月3日～9日）の周知・啓発活動の促進	障害福祉課 障害福祉課関係機関
	②戸田市障がい者計画等の周知	障害福祉課
	③市職員出前講座の充実と活用促進	障害福祉課 生涯学習課

(2) 見えにくい障がいへの理解

施策	主な事業	担当課
内部障がい・聴覚障がいへの理解 外見からは障がいがあることが見えにくい・分かりにくいといわれている、内部障がいや聴覚障がいについて、理解を進めていきます。	①内部障がいに対する理解促進【新規】	障害福祉課
	②聴覚障がいに対する理解促進【新規】	障害福祉課
	③ヘルプカード及びハート・プラスマークの普及・啓発【新規】	障害福祉課
発達障がい・高次脳機能障がい等の理解 学習（LD）、注意欠陥／多動性（ADHD）、自閉症スペクトラム（ASD）等の発達障がい、精神障害者保健福祉手帳の対象である高次脳機能障がい等の障がいについて、理解の促進に努めます。	④発達障がいに対する理解促進【新規】	障害福祉課
	⑤高次脳機能障がいに対する理解促進【新規】	障害福祉課
交流の促進 地域のまつりなど、行事・イベント等への障がい者等の参画を通じて、障がいの有無に関わらず地域住民が交流できる機会を提供します。	⑥市のイベントや地域行事への障がい者の参画の促進	障害福祉課 協働推進課 障害福祉課関係機関 福祉総務課
	⑦福祉施設と地域住民との交流促進	障害福祉課 障害福祉課関係機関

(3) 福祉教育・人権教育

施策	主な事業	担当課
学校等での福祉教育の充実 福祉・人権教育の内容の充実を図るとともに、総合的な学習の時間や各種の学科等を活用して、障がいのある児童と障がいのない児童との交流や福祉体験学習を推進します。	①福祉・人権教育の推進	教育政策室
	②総合的な学習の時間などでの交流・障がい理解教育、福祉体験学習の推進	教育政策室 障害福祉課
社会での福祉・人権教育の充実 障がいや障がい者に対する市民の理解を深めるため、福祉や人権に関する講座や体験的福祉学習の充実を図ります。	③各種イベント時における疑似体験など体験的福祉学習の実施	関係各課
	④ボランティア講座の充実	障害福祉課関係機関
	⑤人権意識の高揚	庶務課 生涯学習課 経済政策課

(4) 地域福祉活動

施策	主な事業	担当課
市民参加型有償サービスの推進 NPO の育成・活動支援を行うとともに、地域通貨等の活用も含めた市民参加型有償サービスグループの設置の検討をします。	①NPO の育成・活動支援	協働推進課 障害福祉課関係機関
	②市民参加型有償サービスグループの活用の検討	福祉総務課 協働推進課 障害福祉課関係機関
福祉コミュニティづくり 美化活動やレクリエーション・スポーツ活動など、地域コミュニティ活動への障がい者の参画や福祉コミュニティづくりを促進します。	③地域コミュニティ活動への参画促進・交流事業の充実支援	協働推進課 福祉総務課
	④地域福祉計画、社協運営強化計画を車の両輪とした地域福祉活動の推進	福祉総務課 障害福祉課関係機関

(5) ボランティア活動の推進

施策	主な事業	担当課
ボランティア活動の充実 ボランティア研修会の充実などを通じ、ボランティアの資質向上や相互交流の促進をするとともに、ボランティア団体への支援の充実を図ります。	①ボランティア研修会の充実による資質向上の支援	障害福祉課関係機関
	②ボランティア団体への支援の充実	協働推進課 障害福祉課関係機関
ボランティア活動の調整・連絡体制の充実 戸田市ボランティア・市民活動支援センターの充実を図るとともに、専任のボランティアコーディネーターを配置するなど、ボランティア活動の調整・連絡体制の充実を図ります。	③戸田市ボランティア・市民活動支援センターの充実	障害福祉課関係機関 協働推進課
	④専任のボランティアコーディネーターの配置と相談体制の充実	障害福祉課関係機関 協働推進課
新規ボランティアの育成 ボランティア養成講座などを通じて、新規ボランティアの育成に取り組みます。	⑤ボランティア養成事業・体験講座の充実	障害福祉課関係機関
	⑥小中学生を対象としたボランティア体験の開催	障害福祉課関係機関

3 生活支援

(1) 経済的支援

施策	主な事業	担当課
各種手当の支給 障がい者等の経済的な負担を軽減するために、各種手当を支給します。	①特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の周知	こども家庭課 障害福祉課
支給事業等の適正化 支給事業等の適正化を図ることで、より有効な資金活用を図ります。	②重度障害者等福祉金の支給	障害福祉課
	③扶養共済制度掛金の助成	障害福祉課

(2) 地域生活の支援

施策	主な事業	担当課
訪問系サービスの充実 障がい者等が自宅等で安心して生活できるように、訪問系サービスの充実を図ります。	①ホームヘルパーによる日常生活支援	障害福祉課 長寿介護課
	②訪問看護サービス・訪問リハビリの充実	市民医療センター 診療室
地域生活を支援するサービスの充実 障がい者等が地域で安心して生活できるように、補装具や日常生活用具の給付・貸与等の地域生活を支援するサービスを提供します。	③地域生活支援事業等の実施	障害福祉課 長寿介護課
	④補装具・日常生活用具の給付及び貸与事業の充実	障害福祉課 長寿介護課
	⑤地域活動支援センター事業の実施	障害福祉課

(3) 地域での日中活動・居住の場の充実

施策	主な事業	担当課
<p>日中活動系サービスの充実</p> <p>障がい者等が在宅生活を継続するために、日中必要な介護等を受けながら充実した活動ができるように、日中活動系サービスの充実を図ります。また、障がい者等の家族の介護負担の軽減を図ります。</p>	<p>①生活介護等の日中活動を行う施設の整備</p> <p>②レスパイトサービス(日中一時支援事業・短期入所(ショートステイ))の利用者への支援</p>	<p>障害福祉課 長寿介護課</p> <p>障害福祉課 長寿介護課</p>
<p>居住系サービスの充実</p> <p>生活上の支援が必要な障がい者が住み慣れた地域で生活できるように、グループホームの整備支援を行います。</p>	<p>③グループホームの整備支援</p>	<p>障害福祉課 長寿介護課</p>
<p>バリアフリー住宅の普及</p> <p>関係機関と連携しながら、国・県のパンフレット等も活用してバリアフリー住宅の啓発を図るとともに、融資制度等によりバリアフリー住宅の普及に努めます。</p>	<p>④新築・改造費の融資制度の活用</p> <p>⑤バリアフリー住宅・設備についての知識・制度の周知</p> <p>⑥身体障害者居宅改善整備費助成</p>	<p>長寿介護課 障害福祉課関係機関</p> <p>まちづくり推進課 長寿介護課 障害福祉課</p> <p>障害福祉課</p>

(4) 生活基盤の整備

施 策	主な事業	担当課
<p>地域生活支援拠点等の整備</p> <p>障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進します。</p>	<p>①地域生活支援拠点等の整備【新規】</p>	<p>障害福祉課</p>
<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討</p> <p>精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。</p>	<p>②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討【新規】</p>	<p>障害福祉課 長寿介護課</p>
<p>高齢障がい者のサービス利用支援</p> <p>障がい者が65歳になり介護保険被保険者となった際、使い慣れた事業者の継続利用や、新たに発生する自己負担の軽減など、高齢になってもサービスが利用しやすい制度の確立を目指します。</p>	<p>③共生型サービスの活用【新規】</p>	<p>障害福祉課 長寿介護課</p>
	<p>④高齢障がい者の利用者負担軽減措置の実施【新規】</p>	<p>障害福祉課 長寿介護課</p>

4 保健・医療

(1) 健康づくり

施策	主な事業	担当課
健康づくりの推進 健康づくりを推進するために、心と体の健康に関する情報提供を充実するとともに、さまざまな疾病等の原因となる生活習慣病の予防を推進します。	①健康づくり情報・プログラムの提供	障害福祉課関係機関 福祉保健センター
	②介護予防事業の推進	長寿介護課

(2) 保健サービス

施策	主な事業	担当課
ライフステージに応じた心の健康づくり 精神保健の推進を図るために、精神障がいに対する誤解や社会的偏見の除去を図り、関係機関と連携しながら、精神保健相談の充実や社会復帰の支援などを推進します。	①精神障がいに対する正しい理解の普及	福祉保健センター 障害福祉課
	②精神保健相談の充実	福祉保健センター 障害福祉課
	③精神障がい者の支援講座等の実施	福祉保健センター 障害福祉課
疾病の予防と早期発見 疾病の予防と早期発見のために、健康診査や健康相談等の充実を図ります。	④健康診査や健康相談等の充実	福祉保健センター

(3) 医療・リハビリテーション

施策	主な事業	担当課
医療体制の整備 症状や状況に応じた適切な医療が提供できるよう、医療機関相互の連携を強化するとともに、障がい者の医療相談体制の充実などを図ります。	①救急医療体制の確保	市民医療センター 総務課
	②医療相談窓口としての機能向上	市民医療センター 診療室
リハビリテーションの充実 リハビリテーションの充実を図ることで、脳卒中後遺症や整形外科的疾患などによる身体的機能障がいや言語障がいの改善・軽減を図ります。	③リハビリテーションの充実	市民医療センター 診療室

(4) 公的医療助成制度

施策	主な事業	担当課
公費負担医療制度等の充実 障がいの除去、軽減等を図るために、公費負担医療制度等の周知・活用を促進します。	①自立支援医療費の助成	障害福祉課
	②重度心身障害者医療費の助成	障害福祉課
	③難病患者支援(指定難病医療給付制度等)の周知	障害福祉課

5 雇用・就労

(1) 雇用拡大の促進

施策	主な事業	担当課
就労促進体制の整備 公共職業安定所（ハローワーク）、埼玉障害者職業センターなど関係機関と連携を強化し雇用促進に努めます。	①国・県や関係機関との連携強化	障害福祉課
	②障害者県南地域就職面接会、戸田市ふるさとハローワーク等での障がい者の求職情報提供体制の充実	経済政策課 障害福祉課
	③市役所での雇用促進	人事課 関係各課
	④市の関係団体等による就労機会の創出	関係各課
	⑤障がい者就労施設などからの物品等の調達の推進	障害福祉課

(2) 職場定着の支援

施策	主な事業	担当課
職業能力開発の充実 一般就労や職場への定着を支援するために、就労に必要な指導・助言等の支援を行う就労定着支援の利用を促進します。	①就労定着支援の推進 【新規】	障害福祉課
	②一般就労に向けた訓練体制の充実	障害福祉課
	③職場適応訓練の周知・活用	経済政策課 障害福祉課

(3) 多様な働き方の支援

施策	主な事業	担当課
多様な職場の創出 障がい者が安定して就労できるように、関係機関と連携して就労継続支援体制の充実を図ります。	①障害者就労支援センター、障害者就業・生活支援センターとの連携強化	障害福祉課
	②障がい者の起業支援	障害福祉課 経済政策課

(4) 障がい者雇用者への支援

施策	主な事業	担当課
企業への働きかけの推進 障がい者の雇用を促進するために、市内の事業者に対し障がい者雇用に関する情報提供を行います。平成 30 年 4 月から障がい者雇用率が引き上げられることも踏まえ、引き続き障がい者雇用の拡充を働きかけていきます。	①事業主への情報提供・啓発活動の充実	経済政策課 障害福祉課
	②障がい者雇用事業主への支援	障害福祉課 経済政策課
障害者就労プロセスマップの活用 戸田市障害者就労支援部会にて策定した、戸田市障害者就労プロセスマップを活用した支援を推進していきます。	③障害者就労プロセスマップの活用推進【新規】	障害福祉課 経済政策課

6 防災・生活環境

(1) 防災対策も含めた生活安全対策

施策	主な事業	担当課
防災に関する情報提供と周知促進 日頃から、障がい者が防災を意識して生活を送ることができるように、防災に関する基本的な情報等を提供することを通じて、防災に関する意識の向上を図ります。	①防災に関する知識の普及	危機管理防災課 障害福祉課
	②障がい者を対象とした普通救命講習会の充実	消防署
	③防災訓練への障がい者の参加	危機管理防災課 障害福祉課
家庭における防災対策の普及促進 家具の転倒防止器具など、防災用品の給付を行うことにより、家庭における防災対策の普及を図ります。	④防災用日常生活用具の給付・普及	障害福祉課 長寿介護課

(2) 災害時における要配慮者支援

施策	主な事業	担当課
災害時における情報提供の充実 障がい者に対して、災害時に必要な情報を迅速に提供できるように、さまざまな媒体を活用した情報提供体制の充実を図ります。	①緊急通報体制の周知・充実	障害福祉課 警防課
	②防災情報提供体制の充実	危機管理防災課 障害福祉課
	③わかりやすい非常口表示の促進	関係各課 関係施設

施策	主な事業	担当課
福祉避難所等の充実 障がい者が災害時に安心して避難できるよう、多様な障がい者の特性に配慮した避難所や介護スペースの確保を図ります。	④福祉避難所の周知	危機管理防災課 福祉保健センター 障害福祉課 長寿介護課
	⑤福祉避難所における多様な障がい者への配慮	障害福祉課 福祉保健センター 長寿介護課 危機管理防災課 福祉総務課
	⑥福祉避難所における体制整備の充実	福祉保健センター 障害福祉課 長寿介護課 危機管理防災課 福祉総務課
災害時要配慮者施策の充実 避難行動要支援者の速やかな避難等が行えるように、支援の充実を図ります。	⑦避難行動要支援者避難支援体制の確立	危機管理防災課 福祉総務課 長寿介護課 障害福祉課 福祉保健センター 関係施設

(3) ユニバーサルデザインのまちづくり

施策	主な事業	担当課
公共・公益施設等の整備 バリアフリー新法や埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発に努めるとともに、公共・公益施設等のユニバーサルデザイン化を進めます。	①バリアフリー新法、埼玉県福祉のまちづくり条例の普及・啓発	まちづくり推進課 福祉総務課
	②ユニバーサルデザイン化の普及・推進	資産経営室 道路河川課 障害福祉課 関係各課 関係施設
	③既存の協議会等を活用した意見聴取の場の確立	資産経営室 障害福祉課 関係各課 関係施設

(4) 移動手段・交通機関

施策	主な事業	担当課
移動手段の確保・交通機関の整備促進 障がい者の社会参加を促進するために、外出や移動の支援を行うとともに、公共交通バス車両の低床化などを促進します。	①地域生活支援事業(移動支援等)の充実	障害福祉課 障害福祉課関係機関
	②バス車両の低床化の促進	防犯くらし交通課
身体障害者補助犬の受け入れ促進 身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を利用する人の行動範囲がより広がるよう、補助犬の周知や受け入れの促進を図ります。	③身体障害者補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)に対する理解・受け入れ促進	障害福祉課

(5) 防犯・交通安全

施策	主な事業	担当課
防犯体制の充実 障がい者の緊急時の連絡先の周知や防犯意識の高揚を図るとともに、防犯灯、街路灯の充実に努めます。	①犯罪情報のメール配信サービスの普及	防犯くらし交通課 情報政策統計課
	②ファックス110番の充実、メール110番の普及・活用促進	障害福祉課
	③防犯灯及び街路灯の充実	防犯くらし交通課 道路河川課
交通安全の確保 障がい者がより安全に道路通行ができるよう、交通安全施設の整備を推進するとともに、ドライバーの安全運転や自転車の安全走行、路上放置物等の撤去指導など、市民や事業者の協力を促進します。	④違法駐車解消と放置自転車の撤去	防犯くらし交通課
	⑤交通安全対策の推進と交通弱者保護の啓発	防犯くらし交通課
	⑥視覚障がい者誘導ブロックの設置促進	道路河川課
	⑦ドライバーへの安全運転、自転車の安全走行の啓発	防犯くらし交通課
	⑧わかりやすい標識、ミラー等の設置	道路河川課 防犯くらし交通課

7

情報コミュニケーション・地域活動・生涯学習等

(1) コミュニケーション支援の充実

施策	主な事業	担当課
コミュニケーション手段の充実 視覚・聴覚障がい者の円滑なコミュニケーションを確保するため、手話通訳や点訳、要約筆記者の養成や手話通訳者派遣事業の充実などを通じ、コミュニケーション手段の充実を図ります。	①市職員手話研修の充実	人事課
	②手話通訳者養成講習会の充実	障害福祉課関係機関
	③点訳・朗読・手話・要約筆記ボランティア団体の育成・ボランティアの養成	障害福祉課関係機関 生涯学習課
	④手話通訳者派遣事業・要約筆記者派遣事業の充実	障害福祉課
コミュニケーション環境の整備 コミュニケーション環境の整備を図るため、「広報戸田市」「とだ議会だより」のCD録音、点字図書や「ふれあい戸田」などの字幕つきビデオの充実、ファックスの活用などを行うとともに、医療機関・銀行など民間公益施設に対して、コミュニケーション環境の整備を働きかけます。	⑤「広報戸田市」「とだ議会だより」のCD録音・配付	政策秘書室 議会事務局 生涯学習課
	⑥「ふれあい戸田」などの字幕つきビデオの充実	政策秘書室
	⑦コミュニケーション機器の給付・貸与	障害福祉課
	⑧民間公益施設におけるコミュニケーション環境の充実促進	障害福祉課
ITの活用促進 障がい者が多様な形態でコミュニケーションできる環境づくりの一環として、障がい者パソコン講習会を開催するとともに、ホームページの活用など、市政や市民活動など情報提供体制の多様化を進めます。また、それらをより使いやすい形で提供します。	⑨市ホームページのユニバーサルデザイン化	情報政策統計課
	⑩障がい者パソコン講習会の開催	障害福祉課関係機関
	⑪パソコン用音声翻訳ソフトなどの給付の促進	障害福祉課

(2) まちづくり・地域コミュニティ活動

施 策	主な事業	担当課
<p>政策・方針決定の場への参画促進</p> <p>多様な媒体を活用した障がい者向けの情報提供を図るため、視覚障がい者向けの音声コード（SPコード）を添付するなど、市政などの情報提供を充実するとともに、パブリック・コメントにより広く意見を募る機会を設けます。また、審議会、委員会等へ積極的に障がい者を起用するよう努めます。</p>	①市の主要な計画への音声コード（SPコード）の添付	関係各課
	②パブリック・コメントの実施	庶務課 関係各課
	③審議会・委員会等への障がい者の起用促進	関係各課
<p>地域コミュニティ活動への参画促進</p> <p>地域コミュニティ活動への参加促進を図るため、各種地域活動やボランティア活動、地域行事などへの障がい者の積極的な参加を促進します。</p>	④町会・自治会、子ども会活動、ボランティア活動などへの参画促進	協働推進課 児童青少年課 障害福祉課 障害福祉課関係機関
<p>障がい者団体等の活動支援</p> <p>活動に必要な施設・備品等の使用・貸出、会員獲得の支援など、障がい者団体等の活動を支援します。</p>	⑤障がい者団体等の育成・活動支援	障害福祉課関係機関 福祉総務課 障害福祉課
	⑥心身障害者福祉センター機能の充実	障害福祉課関係機関
	⑦戸田市ボランティア・市民活動支援センターの周知・活用促進	障害福祉課関係機関 協働推進課 障害福祉課

(3) 生涯学習・文化活動

施策	主な事業	担当課
生涯学習への参加促進・学習環境の整備 生涯学習に関する情報提供や学習環境の整備を通じて、障がい者等の生涯学習への参加を促進するとともに、多様な講座・教室の開催や学習資料の充実等を図ります。	①生涯学習情報提供の充実	生涯学習課
	②自主的な学習活動の支援、講座・教室の多様化	生涯学習課 障害福祉課関係機関 福祉総務課 障害福祉課
	③手話通訳の配置、点訳・録音CD等の学習・情報資料の提供、学習支援体制の確立	障害福祉課関係機関 生涯学習課
	④対面朗読サービスの充実	生涯学習課
文化・芸術活動の支援 障がい者等が文化・芸術活動に積極的に参加できるように、情報提供や発表の場の確保を行います。	⑤文化・芸術活動に関わる情報提供の充実	文化スポーツ課 障害福祉課関係機関
	⑥障がい者アートギャラリーの活用促進、障がい者作品展の開催	障害福祉課関係機関

(4) スポーツ・レクリエーション活動

施策	主な事業	担当課
スポーツ活動の振興 各種教室や障がい者スポーツ同好会への支援などを行うことで、障がい者等がさまざまなスポーツを楽しむことができるよう、障がい者スポーツの振興を図るとともに、東京パラリンピック大会を契機に、障がい者スポーツへの理解促進を図っていきます。	①市スポーツ事業への障がい者の参加促進	文化スポーツ課
	②東京パラリンピック大会を契機にした障がい者スポーツの理解促進【新規】	文化スポーツ課 障害福祉課
レクリエーション活動の振興 県障害者交流センターやレクリエーション協会と連携することで、障がい者のレクリエーション活動を支援します。	③障がい児・者レクリエーション事業の充実	文化スポーツ課 障害福祉課関係機関

(5) 選挙などへの参加

施策	主な事業	担当課
参加しやすい環境の整備 障がい者が選挙の投票等に参加しやすい環境を整備するために、施設・設備の改善や点字等多様な媒体による情報のユニバーサルデザイン化を進めます。	①投票所等のユニバーサルデザイン化の推進	行政委員会事務局
	②多様な媒体による情報提供の推進	行政委員会事務局
	③郵便による不在者投票制度の周知【新規】	障害福祉課 行政委員会事務局

8 療育・保育・教育

(1) 療育・発達障がい児支援システム

施策	主な事業	担当課
発達支援事業の推進 発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導などの発達支援事業を推進します。	①乳幼児健診の充実	福祉保健センター
	②発達相談の充実	福祉保健センター 保育幼稚園室
	③子育て支援の充実	福祉保健センター こども家庭課
	④児童発達支援センターの支援【新規】	障害福祉課
	⑤障がい児の児童発達支援サービスの充実【新規】	障害福祉課
早期発見体制の強化、療育支援の推進 さまざまな特徴のある発達障がいを含め、気になる段階から早期発見、早期支援ができるよう、関係課等の連携体制を強化します。	⑥早期発見・早期支援体制の強化【新規】	福祉保健センター 保育幼稚園室 こども家庭課 教育政策室
	⑦早期からの就学相談の実施	教育政策室
	⑧就学支援委員会の充実	教育政策室
保護者支援の推進 障がい児の保護者への支援を行います。	⑨障がい児を養育する保護者の不安の軽減	こども家庭課 保育幼稚園室 教育政策室 福祉保健センター
	⑩地域での子育て交流への保護者の参加促進	こども家庭課 保育幼稚園室

施 策	主な事業	担当課
特別支援保育の充実 障がいのある子どもも、できる限り障がいのない子どもたちと同じ集団で保育することで、子どもたちの成長と発達を促進します。	⑪ 児童発達支援センターなどの療育機関等との連携の強化	保育幼稚園室
	⑫ 特別支援保育実施園の受け入れ体制の支援の強化	保育幼稚園室
	⑬ 個々の障がいに応じた保育体制の充実	保育幼稚園室

(2) 重症心身障がい児への支援充実

施 策	主な事業	担当課
重症心身障がい児への支援充実 医療技術の進歩等を背景として医療的ケア児が増加しているなか、重症心身障がい児及びその家族が地域で安心・安全に生活できるようにするため、地域における通所施設の整備を推進します。	① 医療的ケアが必要な児童も含めた重症心身障がい児の通所施設の整備 【新規】	障害福祉課

(3) 特別支援教育

施 策	主な事業	担当課
<p>特別支援教育の充実</p> <p>特別支援教育を充実することで、障がいのある児童・生徒の可能性を最大限に伸ばし、自己表現する基礎を確立します。</p>	①特別支援学校との連携強化	障害福祉課
	②サポート手帳等を利用した保育園・幼稚園・小中学校間の円滑な移行の確保	教育政策室 保育幼稚園室 福祉保健センター 障害福祉課
	③教職員の特別支援教育についての研修の充実	教育政策室
	④学習 (LD)、注意欠陥/多動性 (ADHD)、自閉症スペクトラム (ASD) 等の発達障がい等の障がいのある児童・生徒に対する校内支援体制の充実	教育政策室
	⑤学校の施設・設備の充実 (スロープ・点字ブロック・障がい者用トイレ・階段手すり等)	教育総務課
<p>教育相談の充実</p> <p>障がいのある児童・生徒が適切な教育を受けられるよう、本人と保護者のニーズに十分配慮しながら、相談・指導体制の充実を図ります。</p>	⑥教育相談の充実	教育政策室
<p>連携及び交流学习・共同学習の強化</p> <p>地域社会における共生を図るための第一歩として、障がいの有無に関わらず、子どもたちが一緒に学んだり遊んだりできるように、家庭、通常学級、特別支援学級などとの連携や交流学习、共同学習の強化を図ります。</p>	⑦交流学习及び共同学習の推進	教育政策室 児童青少年課
	⑧障がい児保護者の相互交流の促進	障害福祉課関係機関
	⑨特別支援学校など関係機関との連携の強化	教育政策室

(4) 放課後支援・療育の場の充実

施 策	主な事業	担当課
放課後支援・療育の場の充実 放課後や夏休み等における子どもの発達に必要な訓練や指導など療育的な事業として、放課後等デイサービスの充実を図ります。	①障がい児の放課後支援の充実	障害福祉課
	②放課後等デイサービスの質の向上【新規】	障害福祉課

第 2 部

第 5 期戸田市障がい福祉計画・
第 1 期戸田市障がい児福祉計画

第5章 障害福祉サービス等の充実（障がい福祉計画）

1 第5期計画のポイント

1 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するために、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が障害福祉サービスなどの必要な支援を受けながら、本人が望む地域生活や社会生活を送ることができるように、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業等の提供体制の整備を進めます。

2 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障がいの種別によらず、必要な人が必要な支援を受けられるように、障害福祉サービス等を一元的に提供していきます。また、発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者が障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることについて、一層の周知を図ります。

3 施設・病院から地域生活への移行促進、地域生活の継続のための支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所施設や精神科病院等から地域生活への移行の促進と、地域生活を継続するための支援の充実を図るとともに、障がい者の就労や職場定着を支援するために、新設されるサービスを含めたサービス提供体制の整備と地域生活支援の拠点づくり、地域の社会資源の活用等を図っていきます。

4 地域共生社会の実現に向けた取り組み

地域共生社会の実現に向け、住民団体等による法律や制度に基づかないインフォーマルな活動を支援し、地域住民が障がいのある人などを包摂した地域づくりに主体的に取り組むための仕組みづくりを推進します。専門的な支援を必要としている人のために、各分野の協働を通じた総合的な支援体制の構築に向けた取り組みを計画的に推進していきます。

2 第4期計画の実施状況

(1) 障害福祉サービス等の利用状況

(数値は年間を通じての月平均値、ただし平成29年度は実績等から推計した暫定値)

「人分」とは、一月あたりの利用人数をいいます。

「時間分」とは、一月あたりのサービス提供時間総数をいいます。

「人日分」とは、一月あたりの利用総日数をいいます。

①訪問系サービス

■訪問系介護給付

利用者数については、平成27年度は見込量を下回りましたが、平成28・29年度は見込量を上回っています。利用時間数については、いずれの年度も見込量を上回っており、特に平成28・29年度は大幅に上回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
居宅介護 重度訪問介護	人分	見込量	160	163	165
		実績値	135	194	205
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	見込量	2,292	2,342	2,382
		実績値	2,521	4,288	4,425

②日中活動系サービス

■生活介護

利用者数、利用日数とも、いずれの年度も見込量をやや下回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
生活介護	人分	見込量	133	140	147
		実績値	125	132	141
	人日分	見込量	2,443	2,568	2,700
		実績値	2,277	2,381	2,555

■ 自立訓練（機能訓練）

利用者数、利用日数とも、いずれの年度も見込量を上回っており、特に利用日数は大幅に上回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
自立訓練（機能訓練）	人分	見込量	1	2	3
		実績値	3	3	5
	人日分	見込量	4	8	11
		実績値	23	26	43

■ 自立訓練（生活訓練）

利用者数については、平成 27・28 年度はほぼ見込量とおりでしたが、やや減少傾向にあります。利用日数については、平成 27・28 年度は見込量を上回りましたが、平成 29 年度は見込量を下回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
自立訓練（生活訓練）	人分	見込量	2	3	4
		実績値	3	2	1
	人日分	見込量	13	20	27
		実績値	47	26	21

■ 就労移行支援

利用者数、利用日数とも、いずれの年度も見込量を下回っており、増減はありますが概ね横ばいで推移しています。

	単位		27年度	28年度	29年度
就労移行支援	人分	見込量	57	69	81
		実績値	27	35	28
	人日分	見込量	574	695	816
		実績値	449	552	446

■就労継続支援（A型）

利用者数については、平成27年度にはほぼ見込量とおりでしたが、見込よりも伸びが大きく、平成28・29年度は見込量を上回っています。利用日数については、いずれの年度も見込量を上回っており、特に平成28・29年度は大幅に上回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
就労継続支援（A型）	人分	見込量	11	13	15
		実績値	10	19	26
	人日分	見込量	151	178	206
		実績値	181	357	465

■就労継続支援（B型）

利用者数については、概ね見込量とおりかやや上回っています。利用日数については、いずれの年度も見込量を上回っており、特に平成28・29年度は大幅に上回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
就労継続支援（B型）	人分	見込量	86	94	99
		実績値	87	99	105
	人日分	見込量	1,417	1,549	1,631
		実績値	1,582	1,811	1,910

■療養介護

利用者数は概ね見込量とおりでした。

	単位		27年度	28年度	29年度
療養介護	人分	見込量	11	11	11
		実績値	11	12	12

■短期入所（ショートステイ：福祉型）

利用者数については、概ね見込量とおりでしたが、利用日数については、いずれの年度も見込量を大幅に上回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
短期入所（ショートステイ：福祉型）	人分	見込量	43	47	51
		実績値	49	53	51
	人日分	見込量	105	115	125
		実績値	224	223	221

■短期入所（ショートステイ：医療型）

利用者数については、年度によって変動はありますが、概ね見込量とおりでした。利用日数については、平成28・29年度には見込量を大幅に上回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
短期入所（ショートステイ：医療型）	人分	見込量	2	2	2
		実績値	0	4	3
	人日分	見込量	7	7	7
		実績値	0	21	20

③居住系サービス

■共同生活援助

利用者数は見込量をやや下回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
共同生活援助	人分	見込量	66	68	70
		実績値	53	60	65

■施設入所支援

利用者数は見込量を下回っており、やや減少傾向にあります。

	単位		27年度	28年度	29年度
施設入所支援	人分	見込量	61	61	61
		実績値	58	55	54

④相談支援（計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援）

■計画相談支援

利用者数はいずれの年度も見込量を大幅に下回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
計画相談支援	人分	見込量	177	224	276
		実績値	72	124	114

■地域移行支援

利用者数は平成 28・29 年度それぞれ 1 人になっています。

	単位		27年度	28年度	29年度
地域移行支援	人分	見込量	1	1	1
		実績値	0	1	1

■地域定着支援

利用実績はありませんでした。

	単位		27年度	28年度	29年度
地域定着支援	人分	見込量	1	1	1
		実績値	0	0	0

（2）地域生活支援事業の利用状況

（数値は年間を通じての月平均値、ただし平成 29 年度は実績等から推計した暫定値）

①理解促進研修・啓発事業

		27年度	28年度	29年度
理解促進研修・啓発事業	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

		27年度	28年度	29年度
自発的活動支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施

③相談支援事業

		27年度	28年度	29年度
障害者相談支援事業（箇所）	見込量	3	3	3
	実績値	3	3	3
市町村相談支援機能強化事業	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業 （居住サポート事業）	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施

④成年後見制度利用支援事業

		27年度	28年度	29年度
成年後見制度利用支援事業（人分）	見込量	2	3	4
	実績値	2	2	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

		27年度	28年度	29年度
成年後見制度法人後見支援事業	見込量	実施	実施	実施
	実績値	実施	実施	実施

⑥意思疎通支援事業

		27年度	28年度	29年度
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業（件）	見込量	554	574	594
	実績値	622	585	546
手話通訳者設置事業（人）	見込量	1	1	1
	実績値	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業（年間総数）

		27年度	28年度	29年度
介護・訓練支援用具（件）	見込量	7	7	7
	実績値	5	3	5
自立生活支援用具（件）	見込量	14	14	14
	実績値	17	21	18
在宅療養等支援用具（件）	見込量	16	16	16
	実績値	10	17	18
情報・意思疎通支援用具（件）	見込量	20	20	20
	実績値	24	17	12
排せつ管理支援用具（件）	見込量	2,190	2,310	2,430
	実績値	2,033	1,901	1,907
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）（件）	見込量	2	2	2
	実績値	2	1	2

⑧手話奉仕員養成研修事業

		27年度	28年度	29年度
手話奉仕員養成研修事業（人）	見込量	1	1	1
	実績値	24	37	33

⑨移動支援事業

		27年度	28年度	29年度	
移動支援事業 （月平均）	人分	見込量	191	201	211
		実績値	254	227	244
	時間分	見込量	6,786	7,141	7,496
		実績値	6,398	4,533	4,520

⑩地域活動支援センター事業

		27年度	28年度	29年度	
地域活動支援センター事業	箇所	見込量	3	3	3
		実績値	3	3	3
	人分	見込量	580	580	580
		実績値	642	621	664

⑪任意事業

		27年度	28年度	29年度
日中一時支援事業（件）	見込量	60	67	74
	実績値	78	205	528
訪問入浴サービス（回）	見込量	750	750	750
	実績値	548	575	576
食事サービス（回）	見込量	786	786	786
	実績値	1,000	784	804
緊急時連絡システム（人分）	見込量	9	9	9
	実績値	5	5	12
自動車運転免許取得費助成（件）	見込量	1	1	1
	実績値	3	1	1
自動車改造費助成（件）	見込量	4	4	4
	実績値	2	2	1
介護者用自動車改造費助成（件）	見込量	3	3	3
	実績値	3	1	3
福祉タクシー利用券交付（人分）	見込量	829	849	869
	実績値	801	840	904
福祉ガソリン利用券交付（人分）	見込量	603	613	623
	実績値	676	632	691
紙おむつ支給（枚）	見込量	171,724	174,590	177,456
	実績値	172,578	171,554	179,590
更生訓練費給付事業（人分）	見込量	34	38	42
	実績値	44	46	48

3 成果目標・活動指標

地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に関して、平成 32 年度を目標年度とする成果目標を設定します（障がい児福祉計画の成果目標は第 6 章参照）。また、成果目標を達成するために必要なサービスの見込量等を活動指標として設定します。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、平成 28 年度末時点で福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、平成 32 年度末における地域生活に移行する人の目標値を設定することとされています。

当該目標値の設定に当たって、国は平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて平成 32 年度末の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することとしています。

埼玉県では、地域移行者数については国と同様 9%以上としています。県内の入所待機者数が増加していることを踏まえ、障がい者施設入所者の削減数の数値目標は設定しないこととしています。このため、戸田市でも、地域移行者数の目標のみ設定することとし、平成 32 年度末までの地域生活への移行者数の目標を 5 人とします。

●平成 28 年度末時点の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行

平成 28 年度末時点の施設入所者数	54 人
【成果目標】 平成 32 年度末までの地域生活への移行者数	5 人 (上記の約 9%)

●活動指標

- ・生活介護の利用者数、利用日数
- ・自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数
- ・就労移行支援の利用者数、利用日数
- ・就労継続支援（A 型・B 型）の利用者数、利用日数
- ・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ・共同生活援助の利用者数
- ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数
- ・施設入所支援の利用者数

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指す新たな政策理念を踏まえ、圏域ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況、精神病床における1年以上長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する目標値を設定することとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしていますが、圏域ごとの協議の場の設置、長期入院患者数、早期退院率に関する目標は県のみが設定することになっています。このため、戸田市では、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置に関する目標のみを設定します。なお、この協議体は単独で新たに設ける必要はなく、上記の関係者が参加していれば、既存の協議会等を活用することも可能とされています。

●保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

【成果目標】 平成32年度末の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置
---	----

●活動指標

- ・自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用日数
- ・就労移行支援の利用者数、利用日数
- ・就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- ・短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- ・共同生活援助の利用者数
- ・地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の利用者数

成果目標3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本指針では、地域生活支援拠点等について、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能として相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりなどを、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を、平成32年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしていますが、戸田市では、南部圏域の市と協議の上、圏域単位での整備を検討していることから、南部圏域で1か所の整備を目標に設定します。

●圏域における地域生活支援拠点等の整備

【成果目標】 平成 32 年度末の南部圏域における地域生活支援拠点整備数	1 か所
---	------

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、平成 32 年度中に一般就労に移行する人の目標値を、平成 28 年度の一般就労への移行実績の 1.5 倍以上とすることとされています。

また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率に係る目標値を設定することとし、就労移行支援事業の利用者数については、平成 32 年度末における利用者数が平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指すものとされています。

さらに、障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率に係る目標値を設定することとし、当該目標値の設定に当たっては、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることとしています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしているため、戸田市でも同様の目標を設定し、平成 32 年度の一般就労への移行者数を 15 人、平成 32 年度末における就労移行支援事業の利用者数を 33 人、就労移行率が 3 割以上の就労移行支援事業所を 5 割以上、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上と設定します。

①一般就労への移行者数

平成 28 年度の一般就労への移行実績	10 人
【成果目標】 平成 32 年度の一般就労への移行者数	15 人 (上記の約 1.5 倍)

②就労移行支援事業の利用者数

平成28年度末における就労移行支援事業の利用者数	27人
【成果目標】 平成32年度末における就労移行支援事業の利用者数	33人 (上記より約2割増加)

③利用者の就労移行率が3割を超える就労移行支援事業所の割合

【成果目標】 就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所	5割以上
--------------------------------	------

④就労定着支援による支援開始1年後の職場定着率

【成果目標】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率	8割以上
---	------

●活動指標

- ・就労移行支援の利用者、利用日数
- ・就労移行支援事業等から一般就労への移行者数（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）

4 障害福祉サービス等の必要量の見込み

1 訪問系サービス

◆サービスの内容と見込量

①居宅介護

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

②重度訪問介護

重度の障がい者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を行います。

④行動援護

行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

⑤重度障害者等包括支援

重度の障がい者等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

●見込量算出の考え方

第4期には見込量を上回って増加しており、障がい者数の増加等のため、第5期にも引き続き増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅介護 重度訪問介護	人分	216	227	238
同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	時間分	4,562	4,699	4,836

◆見込量確保のための方策

必要なサービス提供量を確保するために、サービス提供事業者等との連携を通じて、より効率的なサービス提供体制の整備を図ります。

2 日中活動系サービス

◆サービスの内容と見込量

①生活介護

障害者支援施設等において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。

●見込量算出の考え方

第4期には見込量をやや下回りましたが、利用自体は緩やかに増加しています。第5期にも引き続き利用が増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
生活介護	人分	149	157	165
	人日分	2,694	2,833	2,972

② 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者又は難病等対象者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がいの居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

第4期には利用は少数ながら見込量を上回っており、第5期にも引き続き同程度の利用があるものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（機能訓練）	人分	5	5	5
	人日分	43	43	43

③ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい又は精神障がいを有する障がい者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障がいの居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

第4期には利用は少数にとどまりました。第5期にも引き続き同程度の利用があるものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自立訓練（生活訓練）	人分	3	3	3
	人日分	47	47	47

④就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がい者であって、企業等に雇用されることが可能と見込まれる方につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

第 4 期には利用が見込量を下回りましたが、アンケート調査でも精神障がいの方や 18 歳未満の方で利用意向が高いことから、第 5 期では利用は緩やかに増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労移行支援	人分	30	32	33
	人日分	480	512	528

⑤就労継続支援（A 型）

企業等に就労することが困難な障がい者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の対象者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

第 4 期には利用が見込量を上回って増加しており、第 5 期にも引き続き利用が増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
就労継続支援（A 型）	人分	30	33	36
	人日分	540	594	648

⑥就労継続支援（B型）

企業等に雇用されることが困難な障がい者のうち、企業等に雇用されていた障がい者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該企業等に雇用されることが困難となった方、就労移行支援によっても企業等に雇用されるに至らなかった方、その他の企業等に雇用されることが困難な方につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

第4期には利用が見込量を上回って増加しており、特別支援学校の卒業見込者の進路希望等も勘案して、第5期にも引き続き利用が増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労継続支援（B型）	人分	112	121	130
	人日分	2,128	2,299	2,470

⑦就労定着支援【新規事業】

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方を対象に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

●見込量算出の考え方

平成30年度から始まる新規サービスのため、今後サービス提供体制の確保を図りながら、事業の周知に努めます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
就労定着支援	人分	1	1	1

⑧療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

●見込量算出の考え方

第4期には概ね見込量とおり横ばいで推移しており、第5期にも引き続き同程度の利用があるものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
療養介護	人分	12	12	12

⑨短期入所（ショートステイ：福祉型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な介護を行います。福祉型は障害者支援施設等で実施するものです。

●見込量算出の考え方

第4期には利用が横ばいとなっていますが、利用日数は見込量を大幅に上回りました。第5期にも引き続き同程度の利用があるものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（ショートステイ：福祉型）	人分	52	53	54
	人日分	224	224	224

⑩短期入所（ショートステイ：医療型）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、宿泊を伴う短期間の入所を必要とする障がい者等につき、短期間入所をさせ、入浴、排せつ及び食事その他の必要な介護を行います。医療型は病院・診療所・介護老人保健施設で実施するものです。

●見込量算出の考え方

第4期には利用は少数にとどまりました。第5期にも引き続き同程度の利用があるものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
短期入所（ショート ステイ：医療型）	人分	4	4	4
	人日分	21	21	21

◆見込量確保のための方策

特別支援学校の卒業見込者等の新規利用者のニーズを適切に把握し、利用者や利用時間数の増加が見込まれるサービスを中心に、新規事業者の参入を促進するなど、提供体制の充実を図ります。

3 居住系サービス

◆サービスの内容と見込量

①共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営むべき住居に入居している障がい者につき、主として夜間において、共同生活住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の援助を行います。

●見込量算出の考え方

第4期には利用は増加していますが、見込量をやや下回りました。アンケート調査では知的障がいの方や18歳未満の方で利用意向が高いことから、第5期では利用が増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	71	77	83

②施設入所支援

施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

●見込量算出の考え方

第4期には利用はやや減少しています。今後入所者の地域生活への移行が進むと考えられますが、一方で在宅の方がご本人や介助者の高齢化等の理由で入所を必要とする場合も多くなっており、アンケート調査でも知的障がいの方や18歳未満の方で利用意向が高いことから、第5期では横ばいからやや増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
施設入所支援	人分	55	56	57

◆見込量確保のための方策

障がい者の地域移行を促進する視点から、地域における居住の場としての共同生活援助（グループホーム）の整備の促進を図ります。

4 相談支援

◆サービスの内容と見込量

①計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がい者の自立した生活のため、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

●見込量算出の考え方

第4期には見込量を大幅に下回りましたが、利用は概ね増加しています。第5期では引き続き利用が増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
計画相談支援	人分	128	141	154

②地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行うものです。

●見込量算出の考え方

地域移行の促進に有効なサービスですが、現状では利用が少数にとどまっているため、今後サービス提供体制の確保を図りながら、事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域移行支援	人分	2	3	4

③地域定着支援

入所施設や精神科病院等から退所・退院した方、家族との同居から一人暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方等に対し、地域生活を継続していくための支援を行うものです。

●見込量算出の考え方

地域移行の促進に有効なサービスですが、現状では利用希望者がいないため、今後サービス提供体制の確保を図りながら、事業の周知に努め、利用の促進を図ります。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
地域定着支援	人分	1	2	3

④自立生活援助【新規事業】

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する方等を対象に、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から支援を行います。

●見込量算出の考え方

平成 30 年度から始まる新規サービスのため、今後サービス提供体制の確保を図りながら、事業の周知に努めます。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自立生活援助	人分	1	1	1

5 自立支援医療

◆サービスの内容

自立支援医療制度は、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。

●対象者

- ・精神通院医療：精神保健福祉法第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方
- ・更生医療：身体障害者福祉法に基づき身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳以上）
- ・育成医療：身体に障がいを有する児童で、その障がい除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方（18歳未満）

6 補装具

◆サービスの内容

障がい者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障がい児が将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長することを目的として、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことで、その費用の一部を公費で支給します。

7 地域生活支援事業

◆サービスの内容と見込量【必須事業】

①理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民へ働きかけます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施

②自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

③相談支援事業

i) 障害者相談支援事業

障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障がい者等の権利擁護のために必要な援助（相談支援事業）を行います。

また、こうした相談支援事業を効果的に実施するために、地域において障がい者等を支えるネットワークの構築が不可欠であることから、相談支援事業を実施するにあたって、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施のほか、地域の関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等を推進します。

ii) 市町村相談支援機能強化事業

市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を市町村等に配置すること等により、相談支援機能の強化を図ります。

iii) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者等に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等へ相談・助言します。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
市町村相談支援機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	実施の有無	実施	実施	実施

④ 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を支援します。

● サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度利用支援事業	人分	2	3	4

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

● サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施

⑥ 意思疎通支援事業

i) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行います。

ii) 手話通訳者設置事業

手話通訳者を市役所に設置し、庁舎内の各種業務において、聴覚障がい者等とのコミュニケーションが必要な場合に手話を用いてその仲介を行います。

● サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	利用件数	558	571	584
手話通訳者設置事業	設置者数	1	1	1

⑦日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図ります。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護・訓練支援用具	件数	4	4	4
自立生活支援用具	件数	19	20	21
在宅療養等支援用具	件数	22	26	30
情報・意思疎通支援用具	件数	18	18	18
排せつ管理支援用具	件数	1,947	1,947	1,947
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	2	2	2

⑧手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がい者等が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように手話奉仕員を養成します。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
手話奉仕員養成研修事業	修了者数 (登録者数)	31	31	31

⑨移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促します。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
移動支援事業	人分	227	227	227
	時間分	4,200	4,200	4,200

⑩地域活動支援センター事業

障がい者等の日中活動の場として、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域活動支援センター事業	箇所	3	3	3
	人分	644	644	644

◆サービスの内容と見込量【任意事業】

①日中一時支援

障がい者等の日中活動の場を提供するとともに、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を促進します。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
日中一時支援	延利用件数	528	528	528

②訪問入浴サービス

自宅での入浴が困難な障がい者等に、事業者を自宅に派遣して入浴サービスを提供します。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問入浴サービス	延利用回数	576	576	576

③食事サービス

障がいにより定期的な食事の確保が困難な方に、業者が1日1回、午前中に食事を配達し、併せて利用者の安否を確認します。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
食事サービス	延利用回数	863	863	863

④緊急時連絡システム

一人暮らしなどの重度障がい者及び同様の状態にある方の安全確保と不安解消のために、緊急発信ができる電話機及びペンダント型発信機を貸与します。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
緊急時連絡システム	人分	12	12	12

⑤自動車運転免許取得費助成

自動車運転免許の取得により、障がい者の社会参加の促進が見込まれる場合、免許取得費用を助成します。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車運転免許取得費助成	利用件数	6	6	6

⑥自動車改造費助成

障がい者自らが所有、運転する自動車のブレーキ、アクセル等を改造する場合に費用の助成をします。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
自動車改造費助成	利用件数	5	5	5

⑦介護者用自動車改造費助成

自動車を自ら運転することができない在宅の障がい者の移動や乗降、乗車中の安定した姿勢の保持及び介護の軽減のために、障がい者及び障がい者と生計を同じくする市内居住者が、所有する自動車を改造、または新たに自動車を購入する場合、費用の助成をします。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護者用自動車改造費助成	利用件数	5	5	5

⑧福祉タクシー利用券及び福祉ガソリン券交付

重度の障がい者に、基本料金額相当の福祉タクシー利用券（年間48枚）、または、燃料の購入額2,000円相当のガソリン利用券（年間12枚）を交付します。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
福祉タクシー利用券交付	人分	904	904	904
福祉ガソリン利用券交付	人分	691	691	691

⑨紙おむつ支給

障がいにより自力で排せつ処理の困難な満3歳から65歳未満の方（身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A）、または介護保険法で規定する第2号被保険者で、常時紙おむつ等が必要な方に対し、業者が月に1回、紙おむつなどを配達します。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
紙おむつ支給	延利用枚数 (枚)	181,890	184,190	186,490

⑩更生訓練費支給

就労移行支援または自立訓練を利用している方に、更生訓練費を支給します。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
更生訓練費支給	人分	50	52	54

◆見込量確保のための方策

戸田市の実情に応じた柔軟なサービス提供を行うために、内容・体制の充実を図っていきます。

第6章 障がい児支援の充実（障がい児福祉計画）

1 第1期計画のポイント

● 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児支援の推進にあたっては、改正された児童福祉法の理念に基づき、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障がい児とその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図っていきます。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての幼児・児童・生徒が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進していきます。

2 第4期計画（障がい福祉計画）の実施状況

（数値は年間を通じての月平均値、ただし平成29年度は実績等から推計した暫定値）

■ 児童発達支援・医療型児童発達支援

利用者数、利用日数とも、いずれの年度も見込量を上回っており、特に平成28・29年度は大幅に上回っています。

	単位		27年度	28年度	29年度
児童発達支援・ 医療型児童発達支援	人分	見込量	46	46	46
		実績値	50	67	68
	人日分	見込量	509	509	509
		実績値	602	827	882

■放課後等デイサービス

利用者数については、平成 27・28 年度には概ね見込量とおりでしたが、平成 29 年度には見込量を上回っています。利用日数については、平成 27・28 年度には見込量を下回っていますが、平成 29 年度は概ね見込量とおりでした。

	単位		27 年度	28 年度	29 年度
放課後等デイサービス	人分	見込量	85	93	102
		実績値	81	96	128
	人日分	見込量	1,275	1,395	1,530
		実績値	1,088	1,224	1,550

■保育所等訪問支援

利用者数については、平成 27・28 年度には概ね見込量とおりでしたが、平成 29 年度には減少して見込量を下回っています。利用日数については、いずれの年度も見込量を下回っています。

	単位		27 年度	28 年度	29 年度
保育所等訪問支援	人分	見込量	7	9	11
		実績値	7	6	3
	人日分	見込量	14	18	22
		実績値	7	6	3

■障害児相談支援

利用者数は見込量を大幅に下回っています。

	単位		27 年度	28 年度	29 年度
障害児相談支援	人分	見込量	68	87	109
		実績値	29	44	58

3 成果目標・活動指標

障がい児支援の提供体制の確保に関して、平成 32 年度を目標年度とする成果目標を設定します（障がい福祉計画の成果目標は前述）。また、成果目標を達成するために必要なサービスの見込量等を活動指標として設定します。

成果目標1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することとされています。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施するなどの方法で、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしていますが、戸田市では既にあすなる学園が児童発達支援センターとして運営されており、市内には保育所等訪問支援を提供する事業所もあるため、引き続きこれらの事業所の取り組みの充実を図っていきます。

成果目標2 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしているため、戸田市でも同様の目標を設定し、平成 32 年度末までに該当する児童発達支援事業所を1か所、放課後等デイサービス事業所を1か所整備する目標を設定します。

●主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【成果目標】 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所以上設置	1か所
【成果目標】 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1か所以上設置	1か所

成果目標3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとされています。

埼玉県でも国の基本指針のとおり設定することとしているため、戸田市でも同様の目標を設定し、平成 30 年度までに関係機関の協議の場を設置することを目標に設定します。なお、この協議体は単独で新たに設ける必要はなく、上記の関係機関が参加していれば、既存の協議会等を活用することも可能とされています。

● 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【成果目標】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
---	----

● 活動指標

- ・ 児童発達支援センターの設置
- ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数及び放課後等デイサービス事業所の確保
- ・ 関係機関等が連携を図るための協議の実施

4 障がい児支援の必要量の見込み

◆サービスの内容と見込量

①児童発達支援

障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

●見込量算出の考え方

第4期には利用が増加して見込量を上回っており、第5期にも引き続き利用が増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
児童発達支援	人分	74	83	92
	人日分	962	1,079	1,196

②医療型児童発達支援

障がい児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。医療型児童発達支援では、併せて治療も行います。

●見込量算出の考え方

第4期には利用は少数に留まりました。第5期にも引き続き同程度の利用があるものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
医療型児童発達支援	人分	3	3	3
	人日分	25	25	25

③放課後等デイサービス

就学している障がい児等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等の施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

●見込量算出の考え方

第4期には利用が増加しており、第5期にも引き続き利用が増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
放課後等デイサービス	人分	143	153	163
	人日分	1,931	2,066	2,201

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、保育所等に通う障がい児に、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

●見込量算出の考え方

第4期には利用が減少しており、見込量を下回りました。保育所等に通う障がい児には利用需要があると考えられるため、第5期には一定の利用があるものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成30年度	平成31年度	平成32年度
保育所等訪問支援	人分	5	5	5
	人日分	5	5	5

⑤居宅訪問型児童発達支援【新規事業】

障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

●見込量算出の考え方

平成30年度から始まる新規サービスのため、今後サービス提供体制の確保を図りながら、事業の周知に努めます。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
居宅訪問型児童発達支援	人分	1	1	1
	人日分	4	4	4

⑥障害児相談支援

指定障害児相談支援事業所は、障害児通所支援を利用する障がい児を対象に、サービスの内容等を定めた障害児支援利用計画案を作成し、支給決定が行われた後に、当該支給決定等の内容を反映した障害児支援利用計画の作成を行います。

●見込量算出の考え方

第4期には見込量を下回っていますが、利用が増加しています。第5期では引き続き利用が増加するものと見込んでいます。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
障害児相談支援	人分	67	73	79

⑦医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置【新規事業】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置します。

●見込量算出の考え方

平成 30 年度から始まる新規事業のため、今後サービス提供体制の確保を図りながら、事業の周知に努めます。

●サービス見込量

		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
配置人数	人	1	1	1

◆見込量確保のための方策

戸田市の障がい児支援の実情に応じた柔軟なサービス提供を行うために、内容・体制の充実を図っていきます。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

計画の推進にあたっては、庁内関係部局や国・県の関係行政機関との連携を強化します。「戸田市障害者施策推進協議会」及び「戸田市地域自立支援協議会」において、相談支援、虐待防止を含む権利擁護、就労支援などの様々な課題について、連絡・調整、政策検討を行うとともに、本計画の推進状況の評価を行い、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野などの関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

(2) 適切な「支給決定」の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に障害支援区分認定に係る調査を受け、審査会の判定に基づく、市からの「障害支援区分の認定」（非該当、区分1～6の6段階）を受ける仕組みが障害者総合支援法に定められています。

こうしたサービス利用の仕組みについて、市内の障がい者や家族などへの周知に努めるとともに、区分認定調査員や審査会委員などの知識・技術の向上を図り、正確・公平な障害支援区分の認定と、障がい者が必要とするサービスを受けることができるよう、適切な支給決定に努めていきます。

(3) サービスの質の向上と人材確保への支援の強化

サービスの質の向上を図るため、県、その他関係機関と連携しながら、事業所に対して適切な指導・助言を行い、また、従事者の確保に向けて、障がい福祉分野での就職を希望する市民への情報提供を図るとともに、市内の従事者が、新しい知識や技術を習得し、スキルアップを図れるよう、研修受講の支援や、従事者同士の情報交換・共有の促進に努めます。

2 計画の評価と見直し

(1) P D C Aサイクルによる評価と見直し

基本指針においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（P D C Aサイクル）とされています。

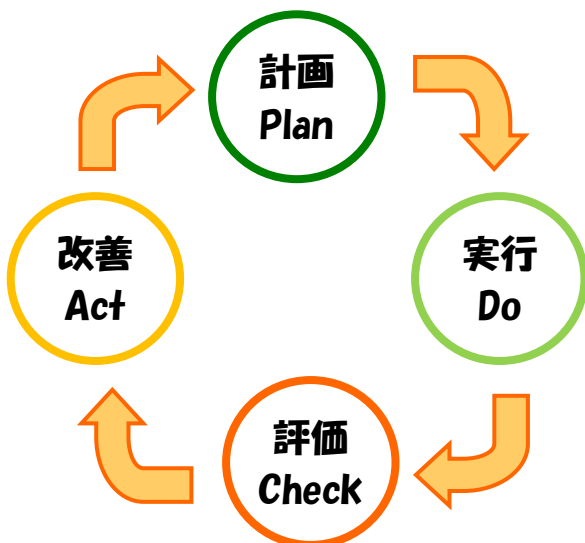
「P D C Aサイクル」とは、様々な分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

(2) 計画におけるP D C Aサイクル

基本指針を踏まえ、計画におけるP D C Aサイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

- 成果目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- 中間評価の際には、戸田市障害者施策推進協議会や戸田市地域自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

■ P D C Aサイクルのイメージ



計画(Plan)	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行(Do)	計画に基づき活動を実行する
評価(Check)	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善(Act)	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

資料編

1 戸田市障害者施策推進協議会要綱

(設置)

第1条 戸田市における障害者に関する施策についての総合的かつ計画的な推進を図るため、戸田市障害者施策推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 戸田市障害福祉計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 戸田市障害者計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。
- (4) 地域における福祉意識の啓発及び正しい知識の普及に関すること。
- (5) その他障害者施策の推進に関すること。

(委員)

第3条 推進協議会の委員は、別表に掲げる者をもって市長が委嘱又は任命する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によるものとする。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長が決するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 推進協議会は、第2条に規定する事項について調査研究及び検討をするため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、第3条に規定する委員の中から会長が指名する。

3 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、専門部会の委員の互選によるものとする。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が推進協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

- 1 学識経験者
- 2 戸田市民生委員・児童委員協議会の代表
- 3 戸田市町会連合会の代表
- 4 戸田市商工会の代表
- 5 戸田市身体障害者福祉会の代表
- 6 戸田市心身しょうがい児(者)を守る親の会の代表
- 7 戸田市聴力障害者協会の代表
- 8 戸田市精神保健福祉家族会の代表
- 9 医療法人高仁会戸田病院の代表
- 10 社会福祉法人戸田わかくさ会の代表
- 11 特定非営利法人埼玉こころのかけ橋の代表
- 12 戸田市社会福祉協議会の代表
- 13 社会福祉法人戸田蕨福祉会あすなろ学園の代表
- 14 社会福祉法人戸田市社会福祉事業団の代表
- 15 公募による市民
- 16 埼玉県川口保健所の代表
- 17 福祉部長

2

戸田市障害者施策推進協議会委員名簿

(委嘱期間：平成28年7月1日～平成30年6月30日)

◎会長 ○副会長

No.	推薦団体等	委員氏名
1	学識経験者（埼玉県立大学）	◎ <small>あらい</small> 新井 <small>としま</small> 利 民
2	戸田市民生委員・児童委員協議会	○ <small>いしい</small> 石井 <small>かつのり</small> 勝 則（～平成29年3月31日）
		○ <small>こやま</small> 小山 <small>まさひこ</small> 昌 彦（平成29年4月1日）
3	戸田市町会連合会	<small>こまざき</small> 駒 崎 <small>しげお</small> 繁 夫
4	戸田市商工会	<small>いしづか</small> 石 塚 <small>ただお</small> 忠 雄
5	戸田市身体障害者福祉会	<small>ちぢわ</small> 千 々 和 <small>とおる</small> 徹
6	戸田市心身しょうがい児（者）を守る親の会	<small>いしばし</small> 石 橋 <small>まゆみ</small> 真 弓
7	戸田市聴力障害者協会	<small>いなべ</small> 稲 辺 <small>ちゆうけい</small> 忠 奎
8	戸田市精神保健福祉家族会「きらら」	<small>きむら</small> 木 村 <small>あきら</small> 章
9	医療法人高仁会戸田病院	<small>さくらい</small> 櫻 井 <small>けいじ</small> 敬 二
10	社会福祉法人戸田わかくさ会	<small>よしかわ</small> 吉 川 <small>よういち</small> 洋 一
11	NPO法人埼玉こころのかけ橋	<small>かわかみ</small> 川 上 <small>さちこ</small> 幸 子
12	社会福祉法人戸田市社会福祉協議会	<small>ねもと</small> 根 本 <small>ひろのぶ</small> 浩 伸
13	社会福祉法人戸田蕨福祉会あすなろ学園	<small>しまざき</small> 島 崎 <small>としゆき</small> 利 行
14	社会福祉法人戸田市社会福祉事業団	<small>よしかわ</small> 吉 川 <small>ともお</small> 友 生
15	公募市民	<small>みかみ</small> 三 上 <small>ようこ</small> 葉 子
16	公募市民	<small>いけだ</small> 池 田 <small>えみこ</small> 恵 美 子
17	埼玉県川口保健所	<small>はいじま</small> 葩 島 <small>まゆみ</small> 麻 弓
18	福祉部長	<small>まつやま</small> 松 山 <small>ゆき</small> 由 紀

3

戸田市障害者施策推進協議会検討経過

	回	内 容
平成 29 年 7 月 12 日		・ 市長からの諮問
7 月 12 日	第 1 回	・ 現計画の進捗状況と新計画の方向性について ・ 新計画策定に係るアンケートの実施について ・ 障害者差別解消支援地域協議会の事案について
7 月 24 日～ 8 月 10 日		・ アンケート調査の実施
8 月 7 日～ 8 月 23 日		・ 団体・事業者ヒアリング調査の実施
10 月 10 日	第 2 回	・ 戸田市障がい者計画及び戸田市障がい福祉計画並びに障がい児福祉計画の策定におけるアンケート分析結果及び団体・事業者ヒアリング結果について ・ 計画の基本理念・基本方針・重点施策について ・ 計画の素案について
11 月 7 日	第 3 回	・ 戸田市障がい者計画における主要事業について ・ 戸田市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画におけるサービスの見込量について ・ パブリックコメントの実施について
11 月 21 日～ 12 月 20 日		・ パブリックコメント
平成 30 年 2 月 5 日	第 4 回	・ 戸田市障がい者総合計画（素案）に係るパブリックコメントの結果について ・ 戸田市障がい者総合計画（最終案）について ・ 市長への答申について
3 月 13 日		・ 市長への答申

4 答申書

平成30年3月13日

戸田市長 神保 国男 様

戸田市障害者施策推進協議会
会長 新井 利民

戸田市障がい者総合計画（案）（戸田市障がい者計画・第5期戸田市障がい福祉計画・第1期戸田市障がい児福祉計画）について（答申）

平成29年7月12日付け、戸障福第1339号において、当協議会に諮問のありました標記につきまして、計画案がまとまりましたので、別添の意見を付して答申いたします。

本市では、平成 24 年度に戸田市における障害者のための施策に関する基本的な計画として「戸田市障がい者計画」を策定し、また、平成 26 年度に障害福祉サービスの提供体制の確保や業務の円滑な実施のための計画として、「第 4 期戸田市障がい福祉計画」を策定しました。両計画の推進により、障がい者自らが選び決定し、地域で豊かに安心して暮らせるよう、サービス提供の確保等に努めてまいりました。

平成 30 年度からの次期計画の作成にあたっては、この 2 つの計画に、児童福祉法の改正により策定が義務付けられた「第 1 期戸田市障がい児福祉計画」と合わせ、戸田市の障がい者施策をさらに総合的に推進していけるよう「戸田市障がい者総合計画（案）（戸田市障がい者計画・第 5 期戸田市障がい福祉計画・第 1 期戸田市障がい児福祉計画）」として合冊化し、一体的に施策が進められるよう策定作業を進めてまいりました。

本計画案のなかで、基本理念として定めた『ともに生き ともに支え合い だれもが しあわせを実感できるまち ～子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障がい者が自分らしく暮らせるまち・戸田～』の実現に向け、本計画の推進にあたり、障がい者施策のあるべき姿を示すとともに、福祉事業者職員の確保も含めた障害福祉サービス等の一層の充実を図るため、以下の点に十分配慮されるよう、お願いいたします。

1 基本理念の実現に向けた 3 つの基本方針について

(1) 「すべての障がい者による自己選択・自己決定の尊重と、それを実現するための情報提供体制づくり」

(2) 「障がい者が地域で自立して暮らしていけるまちづくり」

(3) 「ライフステージに応じ、多様な支援を提供するための体制づくり」

これらの基本方針のもと、子どもから高齢者まで、すべてのライフステージを通し、障がい者が自らの意思や願いに基づき、自身の生き方を主体的に決定できるための支援を受け、誰もが自分らしく地域生活を送ることができるように、障害福祉サービスをはじめ、様々な支援体制の一層の充実を図るとともに、関係機関との連携を密にして障がい者施策を展開してください。

② 3つの重点施策の実現について

(1) 「相談支援・情報提供体制の充実」

戸田市では平成 27 年度から障害福祉サービス等の新規利用者に計画相談支援サービスの利用が義務付けられており、自己選択・自己決定が尊重できる基盤が整いつつありますが、平成 30 年度から開始される新たな障害福祉サービスをはじめ、さらに情報提供体制が充実するよう、その推進に努めてください。

具体的には、相談支援事業者のさらなる増設や基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行い、総合相談体制の整備を図ってください。

(2) 「地域社会における障がい者の生活の基盤づくり」

障がい者福祉施設への入所者や精神科病棟への長期入院者の自立を促進するため、地域生活への移行とその継続のための支援に努めてください。

具体的には、「戸田市障がい福祉計画」部分において成果目標が設定されている「福祉施設の入所者の地域生活への移行」や「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援拠点の整備」、「福祉施設から一般就労への移行等」について、目標達成に向けた取組を進めてください。

(3) 「障がい児支援の提供体制の充実」

児童発達支援サービスや放課後等デイサービス等の専門的な発達支援に加え、平成 30 年度から新たに開始される居宅訪問型児童発達支援の実施により、重症心身障がい児や医療的ケアが必要な児童であっても障がい児支援が受けやすくするよう取り組んでください。

具体的には、平成 30 年から計画策定が義務付けられた「第 1 期戸田市障がい児福祉計画」の部分において成果目標が設定されている「児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実」や「主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保」、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」について、目標達成に向けた取組を進めてください。

3 戸田市に住み、働くすべての人や団体が、障がいを理解し、障がい者の地域生活を支える力となるよう、多様な媒体を活用しながら、本計画の理念等を広く周知してください。

また、計画の策定に当たっては、市民や地域組織・団体、市内企業を対象としたアンケート調査や、障がい者団体へのヒアリングを実施するなど、多くのご意見をいただいておりますので、今後、事業を実施する際には、これらの貴重な意見を十分踏まえ、PDC Aサイクルを実践しながら、取り組んでください。

会長	新井利民
副会長	小山昌彦
委員	駒崎繁夫
〃	石塚忠雄
〃	千々和徹
〃	石橋真弓
〃	稲辺忠奎
〃	木村章
〃	櫻井敬二
〃	吉川洋一
〃	川上幸子
〃	根本浩伸
〃	島崎利行
〃	吉川友生
〃	三上葉子
〃	池田恵美子
〃	葩島麻弓
〃	松山由紀

5 用語解説

■ あ行

医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族等が日常的に行っている医療的介助行為のことで、医師が行う「医療行為」と区別してこのように呼ばれます。

インクルージョン

包摂、包容などと訳され、外部にあるものを内部に取り込むこと、取り込んでいることを意味します。社会的に排除されている人を社会の一員として取り込んでいくことをソーシャルインクルージョン、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ教育をインクルージョン教育と言います。

インフォーマル

公的・制度的ではないもののことです。福祉分野では公的制度などに含まれない住民主体の取り組みなどの非公式活動を指します。

NPO

Non Profit Organization の略で、非営利で、自主的に公共的な活動を行う民間組織・団体を指します。特定非営利活動促進法により法人格を与えられた組織は NPO 法人と言います。

■ か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を果たす機関として、障がい者の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設です。市町村または当該業務の実施の委託を受けた者が設置できます。

共生型サービス

同一の事業所で介護保険と障害福祉のサービスを一体的に提供できるように、どちらかのサービスを提供している事業所が、もう一方のサービスも提供しやすくなるようにする制度です。

ケアマネジメント

障がい者一人ひとりの多様なニーズに対応して、保健・医療・福祉などの地域資源やサービスを調整し、適切で継続性のあるケアを効果的に提供するための援助のことです。

権利擁護事業

自分の意思を十分に伝えることが難しい障がい者にかわって、援助者などが代理となって、その人の権利を主張したり、必要としていることを伝えるための支援を行うことです。障がい者の尊厳を守るための差別解消や虐待防止のための取り組みも含まれます。

高次脳機能障がい

交通事故や脳血管疾患などによる脳損傷を原因とする、記憶・注意・思考・言語などの脳機能の障がいです。外見上は障がいが目立たないため、周囲の人に理解されにくかったり、本人自身が障がいを十分に認識できないこともあります。精神障がいに分類され、平成 18 年度から新たに精神障害者保健福祉手帳の対象となりました。

合理的配慮

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために必要な配慮のうち、過度の負担にならない範囲で提供できるもののことです。本人の意思の表明に基づき、性別や年齢、障がいの状態等に応じて提供すべきことが行政機関等に義務付けられており、事業者も提供するように努めなければならないこととされています。

■ さ行

災害時要配慮者

障がい者、高齢者など災害時に適切な情報が得られなかったり、独力で避難できないなど、何らかの支援を必要とする人のことです。

サポート手帳

乳幼児期から成人期に至るまで一貫した支援を行うための手帳です。主に発達障がいがあったり、発達が気がかりだったりする子どもの保護者に配布されています。

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

重症心身障がい者（重症心身障がい児）

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある人のことであり、児童の場合は重症心身障がい児と言います。医学的な診断名ではなく、行政上の取扱いのための用語です。

障害支援区分

多様な障がい特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すための区分で、主に介護が必要とされるサービスを申請する際に必要になります。非該当及び区分 1～6 まであり、数字が大きいほうが支援の必要な度合いが高くなります。平成 26 年 4 月より、それまでの障害程度区分に代わって導入され、知的障がいや精神障がいの特性をより反映できるものとなりました。

障害者基本法

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するために、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした法律です。平成 23 年 7 月の改正により、障がい者の定義に「社会モデル」の考え方が取り入れられるとともに、地域社会における共生や合理的配慮の提供

についての項目が新たに盛り込まれました。

障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めた条約で、平成 18 年 12 月、国連総会において締結されました。日本は平成 19 年 9 月に署名した後、国内の法制度の整備などを進め、障害者差別解消法の制定等を受けて、平成 26 年 1 月に批准しました。

障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律で、平成 25 年 6 月に制定されました。障がいのある方に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮の提供について定められています。

障害者支援施設

障がい者に施設入所支援などのサービスを提供する入所型の施設です。

障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されたもので、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間です。

障害者就業・生活支援センター

障がい者の職業的自立を実現するため、身近な地域で就業面の支援と生活面の支援を一体的に行うことを目的とする機関です。関係機関と連携しながら、障がい者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言・職業準備訓練のあっせん等を行います。

障害者就労支援センター

障がい者の就労の機会の拡大等を図るために設置された機関で、就労に関する相談や助言を行います。

障害者就労プロセスマップ

特別支援学校等で社会に出る準備をしてきた方や、就労を目指す方等に対する就労支援の指針となることを目的に作成されたものです。障がい者支援に携わる方や雇用者の方等に活用してもらうことを目的とし、障がい者の就労支援に取り組む方法や、就労支援の基礎的な知識、支援の流れ、具体的な支援技法、支援のポイント、雇用主に対する各種助成制度等についてまとめています。

障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）

障がいのある方の日常生活・社会生活に必要な障害福祉サービスや地域生活支援事業等の支援を総合的に行い、障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律です。平成 24 年 6 月に、それまでの障害者自立支援法に代わって制定されました。障がい者の定義に難病等を追加するとともに、重度訪問介護の対象者の拡大やケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

障害福祉サービス

障がい者の生活を支援するためのサービスであり、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、相談支援等があります。

心身障害者福祉センター

心身に障がいのある方の福祉の増進及びボランティアの育成を図ることを目的とした機関です。創作的活動やボランティア養成等の各種講座を開催したり、施設の貸し出しにより障がい者等に活動の場を提供したりしています。

身体障害者補助犬（ほじょ犬）

障がい者の生活を補助するため特別に訓練された犬のことです。視覚障がい者の外出を支援する「盲導犬」、肢体不自由者の生活動作をサポートする「介助犬」、聴覚障がい者に音を知らせる「聴導犬」がいます。身体障害者補助犬法では、不特定多数の人が利用する民間施設や公共施設、交通機関では、補助犬の同伴を拒んではならないとされています。

成年後見制度

障がいや認知症などの理由で判断能力が十分でない人を、不利益から守るための制度です。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が、契約を結ぶ手続きなどを代わりに行ったり、本人が誤って結んでしまった契約などを取り消したりします。

■ た行

地域活動支援センター

障がい者が通う施設であり、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与するものです。

地域コミュニティ

地域住民がさまざまな活動をしながら生活し、住民相互の交流が行われている地域社会または住民集団のことです。

地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるためのシステムです。さまざまな機能を集約して整備する「多機能拠点整備型」（グループホーム併設型、単独型）と地域において機能を分担して担う「面的整備型」などがあります。

地域生活支援事業

障がい者が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市町村が中心となって提供するサービスです。

地域包括ケアシステム

介護が必要であったり、疾患を抱えていても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・生活支援等が一体的に提供される仕組みのことで、主に高齢者等を対象に取り組みられてきましたが、この第5期障がい福祉計画には精神障がい者（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。）のための仕組みづくりが盛り込まれました。

特別支援学校

学校教育法で定められた、障がい児等を対象とした学校のことで、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上や生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を身につけることができるようにすることを目的としています。

特別支援教育

障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

特別支援保育

統合保育により、児童の成長と発達を促進させるものです。

戸田市ボランティア・市民活動支援センター

ボランティア・市民活動団体が地域のまちづくりの担い手として継続的に活動するための拠点施設のことで、市役所敷地内に開設されています。

■ な行

難病

原因不明で治療方法が確立されておらず、慢性化する病気の総称です。介助のための家族の負担や、精神的・経済的な負担が大きく、生活に大きな支障をもたらします。平成25年4月に施行された障害者総合支援法では、難病等が新たに「障がい者」の範囲に加えられました。

日中活動系サービス

障がい者が日中、施設に通って創作的活動や生産活動を行ったり、介護、訓練等の支援を受けるためのサービスです。

■ は行

ハート・プラスマーク

内部障がいがあることを示すマークです。外見からは障がいがわかりにくいいため、マークを着用することで理解や配慮を受けやすくすることを目的としています。

発達障がい

外見的には何ら問題がないようでも「脳の働き方に強い個性があり、物事のとらえ方や行動に目立った違いが生じるために日常生活に困難さがある状態」です。何らかの生まれつきの脳機能障がいであると考えられています。コミュニケーションに困難さがあり、限定された行動、興味、反復行動などが起こる自閉症スペクトラム（ASD）や、特定の能力の習得・使用だけに困難のある学習障がい（LD）、注意力欠如・衝動性・多動性に特徴のある注意欠陥・多動性障がい（ADHD）など、障がいのある能力やその程度は非常にさまざまです。

バリアフリー

障がい者などが社会生活を送る上でバリア（障壁）となるものを除去することです。建物や道路の段差等の物理的障壁を解消する物理的バリアフリーの他、情報バリアフリー、心のバリアフリーなど障がい者などの社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的障壁を除去することも含まれます。

バリアフリー新法

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のことです。公共交通機関や道路、建築物などの構造や設備を改善するための措置などを講じることで、高齢者、障がい者等の移動や施設利用の際の利便性と安全性の向上促進を図ることを目的としています。

ピアカウンセリング

ピア（Peer）とは社会的、法的に同等・対等な人、仲間、同僚などの意味です。ピアカウンセリングとは、障がいのある人など課題や問題を抱える当事者自身がカウンセラーとなり、同じ障がいのある人など同じ立場や状況にある人に対して相談援助活動をすることです。

福祉サービス利用援助事業（あんしんサポートねっと）

障がいや認知症などが理由で判断能力が十分ではない人が自立した地域生活を送れるように、生活支援員を派遣して、さまざまなサービスの利用や日常的な金銭管理、見守りなどの支援を行う事業です。権利擁護の取り組みとして成年後見制度と車の両輪の関係にあります。

福祉的就労

障がいなどの理由で企業等での就労が難しい方のために、働く場を提供するサービスのことで、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）などがあります。

福祉避難所

災害発生時に一般の避難所では避難生活を送ることが困難な障がい者や高齢者等を対象に、バリアフリーやプライバシーの確保を図り、医療、介護などに関して特別な配慮を提供する避難施設のことです。戸田市では福祉保健センター、笹目コミュニティセンターがあります。

ヘルプカード

障がい者などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自身の障がいへの理解や支援を求めるためのカードです。緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されています。

法定雇用率

国や地方自治体、民間企業等は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定以上の割合（法定雇用率）にあたる障がい者を雇用しなければならないとされています。平成 30 年 4 月からは、法定雇用率が引き上げられます（民間企業 2.2%、国・地方公共団体等 2.5%、都道府県等の教育委員会 2.4%）。

■ や行

ユニバーサルデザイン

誰にでも使いやすいように製品や生活環境をデザインする考え方のことです。

要約筆記

中途失聴者、難聴者等の聴覚障がい者等の意思疎通のために、その場で話の内容を要約し、文字で伝える筆記通訳です。ホワイトボードやスクリーンなどに文字を映し、大勢に情報を伝える方法（全体投影）と、1～2人の隣りで手書きまたはパソコンで通訳する方法（ノートテイク）があります。

■ ら行

ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のことです。乳幼児期・学童期・青年期・高齢期などに区分され、誕生・入学・卒業・就職・結婚など、それぞれの年代に応じた節目となる出来事を体験します。

リハビリテーション

障がいや、事故・病気などの後遺症のある人が、身体的・心理的・職業的・社会的能力を回復・向上させることで、自立した社会生活を送ることができるようにするための訓練・療法や支援のことです。

レスパイトサービス

レスパイトとは一時的な休息という意味です。障がい児や障がい者を介護する保護者や家族が、一時的に地域の登録された団体等に介護を代行してもらうことにより、心身両面にわたる疲労を軽減し、安心して自分の時間を持てるようになるための支援です。

戸田市障がい者総合計画

戸田市障がい者計画・第5期戸田市障がい福祉計画・第1期戸田市障がい児福祉計画

発行年月 平成30年(2018年)3月
編集・発行 戸田市 福祉部 障害福祉課
電話 048(441)1800(代表)
FAX 048(444)5588
〒335-8588 戸田市上戸田1丁目18番1号
ホームページ <http://www.city.toda.saitama.jp/>
メールアドレス syogaifuku@city.toda.saitama.jp

